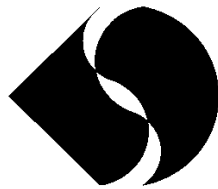


令和5年度

学 生 便 覧



四国医療専門学校

建学の精神

健康のありがたさを知り、手をもって、伝え広める

教育理念

自 律：医療に携わる人として、自ら学び、考え、
行動する

信 頼：医療に携わる人として、仲間から患者さん
から、社会から信頼を得る

貢 献：医療に携わる人として、人々の健康で幸せ
な生活に貢献する

教育目標

建学の精神である「健康のありがたさを知り、手
をもって、伝え広める」に基づき上記の教育理念を
実現する医療人を育成する

目 次

1	学校概要	1 ページ
2	設置学科	1 ページ
3	沿 革	2 ページ
4	校舎配置図	3 ページ
5	学 則	4 ページ
6	規 程 等	20 ページ
	(1) 学費等納付金納入規程.....	20 ページ
	(2) 学費等納付金納入規程に関する細則.....	23 ページ
	(3) 附属図書館利用規程.....	25 ページ
	(4) 表彰規程.....	28 ページ
	(5) 懲戒に関する規程.....	29 ページ
	(6) 修学支援給付金支給要綱.....	34 ページ
	(7) 授業料等納付金滞納者に係る除籍及び復籍に関する規程.....	36 ページ
	(8) 諸料金等に関する規程.....	37 ページ
	(9) 駐車場利用規程.....	39 ページ
	(10) 課外活動に関する規程.....	41 ページ
7	事務関係の注意事項	43 ページ
8	学生生活および校内における注意事項	47 ページ
9	ハラスメントについて	48 ページ
10	奨学金および教育ローン等について	51 ページ
11	附属鍼灸治療院・附属接骨院について.....	54 ページ
12	学生寮について	54 ページ
13	学生会について	54 ページ

1 学校概要

設 置 者 学校法人大麻学園

学 校 名 四国医療専門学校

所 在 地 〒769-0205 香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁 62 番地 1

	電話番号	F A X 番号
学校代表	0877-41-2323	0877-41-2321
鍼灸マッサージ学科・鍼灸学科	0877-41-2310	0877-41-2312
柔道整復学科	0877-41-2320	0877-41-2322
理学療法学科・作業療法学科	0877-41-2330	0877-41-2332
看護学科	0877-41-2350	0877-41-2352
附属鍼灸治療院、附属接骨院	0877-41-2345	
学園事務局（学生寮関係）	0877-41-2380	0877-41-2382
	URL http://www.459.ac.jp/	
	E メールアドレス hello@459.ac.jp	

2 設置学科

	学 科 名	定 員	修業年限	区 分	備考（養成する資格、称号）
医療専門課程	鍼灸マッサージ学科	30 名	3 年	昼	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、専門士
	鍼 灸 学 科 1 部	30 名	3 年	昼	はり師・きゅう師 専門士
	鍼 灸 学 科 2 部	30 名	3 年	夜	はり師・きゅう師 専門士
	柔道整復学科 1 部	30 名	3 年	昼	柔道整復師 専門士
	柔道整復学科 2 部	30 名	3 年	夜	柔道整復師 専門士
	理 学 療 法 学 科	36 名	4 年	昼	理学療法士 高度専門士
	作 業 療 法 学 科	30 名	4 年	昼	作業療法士 高度専門士
	看 護 学 科	75 名	4 年	昼	看護師 高度専門士

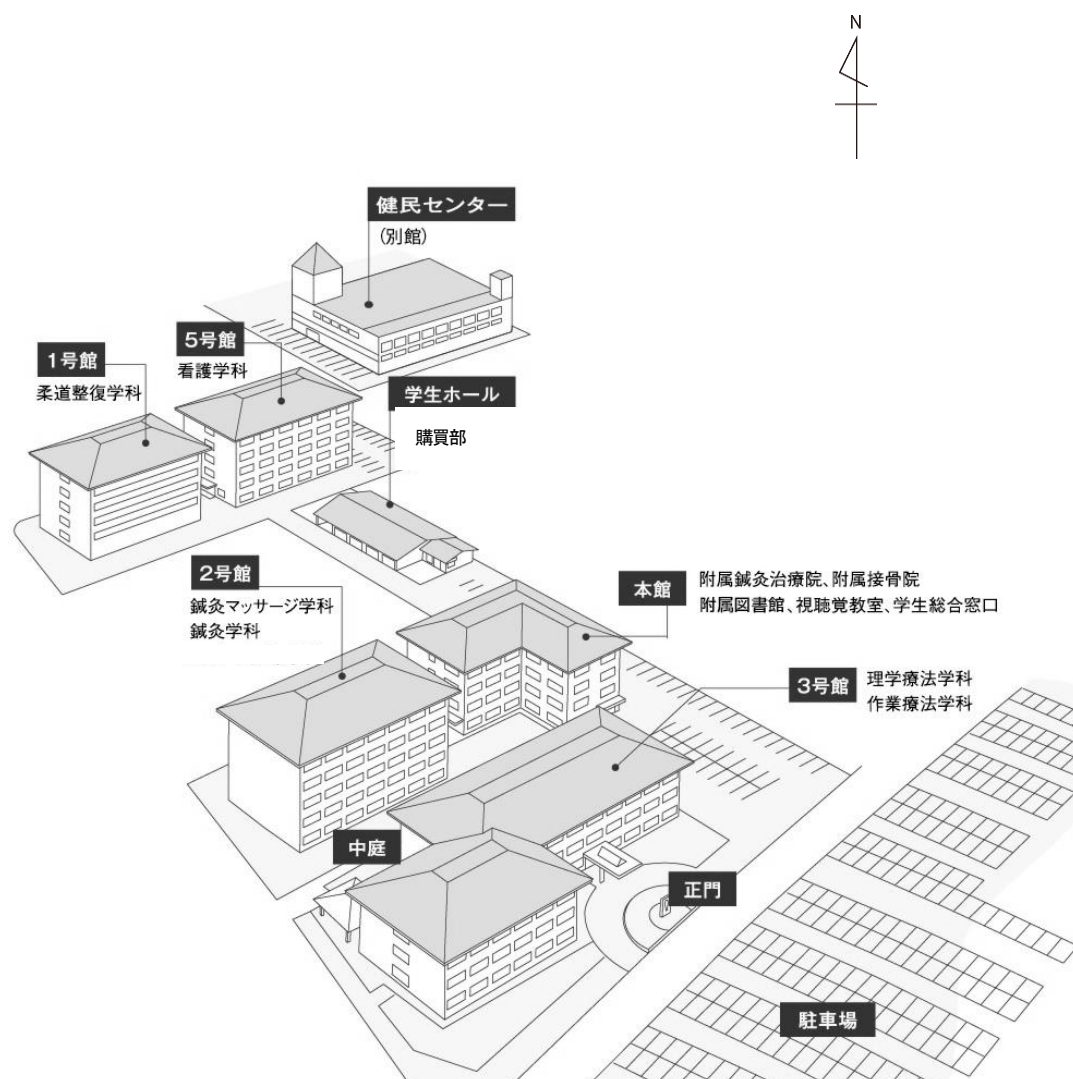
※1 各資格は、卒業することにより、または所定の科目履修(修了)をもって受験資格が付与されます。

※2 学科により、備考欄に掲載以外の資格等についても、取得・受験のための教育がなされています。

3 沿 革

昭和 31 (1956) 年	「香川県指圧学校」創設（高松市今新町）
昭和 33 (1958) 年	厚生大臣より、あん摩マッサージ指圧師養成施設として認定
昭和 35 (1960) 年	「香川県指圧鍼灸専門学校」と改称 厚生大臣より、はり師・きゅう師養成施設として認定 香川県知事より、各種学校として認可
昭和 46 (1971) 年	高松市藤塚町へ移転
昭和 51 (1976) 年	香川県知事より、専修学校・医療専門課程として認可
昭和 54 (1979) 年	「四国鍼灸専門学校」と改称
平成 4 (1992) 年	綾歌郡宇多津町（現在地）へ移転、1 号館竣工
平成 6 (1994) 年	香川県知事より、準学校法人の認可
平成 9 (1997) 年	四国リハビリテーション学院開校 厚生大臣より、理学療法士・作業療法士養成施設として指定 四国リハビリテーション学院開校に伴い 3 号館竣工
平成 12 (2000) 年	鍼灸科、柔道整復科を増設し、「四国医療専門学校」と改称 厚生労働大臣より、柔道整復師養成施設として指定 鍼灸科及び柔道整復科増設に伴い 2 号館竣工 学生寮「カレッジハウス土器」（現名称：学生寮土器）竣工
平成 13 (2001) 年	学生寮「カレッジハウス三番館」（現名称：学生寮三番館）竣工
平成 18 (2006) 年	「四国医療専門学校」と「四国リハビリテーション学院」が統合し、 新生「四国医療専門学校」が誕生 鍼灸科及び柔道整復科は、それぞれ鍼灸学科、柔道整復学科と改称
平成 19 (2007) 年	看護学科を増設し、総定員 1,000 人を超える。 厚生労働大臣より、看護師養成所として指定 看護学科増設に伴い 5 号館竣工 本館及び学生ホール竣工（なお校舎名は、いずれも現在の呼称） 学生寮「カレッジハウス二番館」（現名称：学生寮二番館）竣工
平成 21 (2009) 年	スポーツ医療学科を増設
平成 26 (2014) 年	文部科学大臣より、職業実践専門課程（鍼灸マッサージ学科、鍼灸学科、 理学療法学科、作業療法学科、看護学科）として認定
平成 27 (2015) 年	健民センター（別館）を取得
平成 28 (2016) 年	【学校創立 60 周年】 理学療法学科、看護学科の入学定員を増員（各 36 名、75 名）
平成 30 (2018) 年	鍼灸学科 1 部、柔道整復学科 1 部の入学定員を変更（各 30 名）
令和 2 (2020) 年	文部科学大臣より、職業実践専門課程（柔道整復学科）として認定
令和 3 (2021) 年	【学校創立 65 周年】 タグライン制定「やさしく、つよい、プロフェッショナル。」

4 校舎配置図



5 四国医療専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 四国医療専門学校（以下、「本校」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、理学療法士及び作業療法士法若しくは保健師助産師看護師法による、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士若しくは看護師、又はスポーツ指導者としての必要な知識と技能を習得せしめ、あわせて医療従事者としての人格形成に努め、国の医療及び保健、福祉活動等の充実、発展に貢献することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、四国医療専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校は、香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁62番地1に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実と教育水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動その他の学校運営等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

2 前項の自己評価の実施及び公表に関し、必要な事項は別に定める。

(個人情報の取扱)

第 5 条 本校及び教職員は、個人情報が個人の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを十分に認識し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 本校学生及び過去において学生であった者は、在学中に知りえた個人情報の内容を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

第2章 組織、課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日等

(課程及び学科・修業年限・定員)

第 6 条 本校の課程、学科、修業年限並びに定員等は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員		総 定 員	学年学級数
医療専門課程	鍼灸マッサージ学科	3 年	30 名		90 名	1 学級
	鍼 灸 学 科	3 年	1 部	30 名	180 名	2 学級
			2 部	30 名		
	柔 道 整 復 学 科	3 年	1 部	30 名	180 名	2 学級
			2 部	30 名		
	理 学 療 法 学 科	4 年	36 名		144 名	1 学級
	作 業 療 法 学 科	4 年	30 名		120 名	1 学級
	看 護 学 科 (三年課程・全日制)	4 年	75 名		300 名	2 学級

(教職員組織)

第 7 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学校長 1 名
- (2) 副学校長 1 名以上
- (3) 専任教員
 - 鍼灸マッサージ学科・鍼灸学科 10 名以上
 - 柔道整復学科 7 名以上
 - 理学療法学科 6 名以上
 - 作業療法学科 6 名以上

- 看護学科 14名以上
- (4) 兼任教員（非常勤講師）30名以上
- (5) 事務職員 6名以上
- (6) 学校医 1名
- 2 前項第3号に定める専任教員のうちから、以下の教職員を置く。
- (1) 学科長 各学科1名
(ただし、その必要があるときは複数の学科の学科長を兼務することができる。)
- (2) 教務主任 看護学科 1名
- (3) 実習調整者 各学科1名以上
(ただし、鍼灸マッサージ学科及び鍼灸学科においては、両学科で1名以上とすることができる。)
- 3 学校長は教育上または学校運営上必要があるときは、本条第1項各号及び前項各号に定める者以外の教職員を置くことができる。

(会議・委員会)

第8条 本校の運営及び教育の重要事項を審議するため、以下に掲げる会議を置く。

- (1) 学校運営会議
- (2) 教員会議
- (3) 学科会議
- (4) 実習指導者会議

2 前項各号のほか、その必要があるときはその他の会議・委員会を置くことができる。

(学年及び学期)

第9条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。ただし、学校長は教育上必要があるときはこれを変更することができる。

前期 4月 1日から 9月30日まで
後期 10月 1日から 翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 創立記念日（10月25日）
- (5) 季節休業（学年を通じて12週間以内で学科毎に学校長が定める）
- (6) 前各号に定めるもののほか、学校長の定める日

2 前項の規定にかかわらず、学校長は教育上必要があるとき又はやむを得ない事情があるときは、休業日に授業等を行うことができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないときがある。

(年間必要授業日数)

第11条 本校各学科の年間必要授業日数は、第9条の学年から前条第1項各号及び前条第3項に規定する休業日及び学校行事日を引いたものとする。ただし、前条第2項に規定する授業等の日数は年間必要授業日数に加える。

第3章 教育課程、単位数及び学校評価等

(教育課程、単位数)

第12条 本校の教育課程、単位数は別表（1）～別表（6）のとおりとする。

- 2 別表（1）～別表（5）中、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間、臨床実習については45時間をもって1単位とする。
- 3 別表（6）中、講義については15時間から30時間、演習については30時間、臨地実習につ

いては45時間をもって1単位とする。

(学校評価)

- 第13条 本校は、本校の教育目標とそれに基づく教育活動その他の学校運営等の状況について、第4条に規定する自己評価の結果を踏まえて、本校学生の連帯保証人・保証人及び本校の関係者（本校の教職員を除く。）による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
- 2 本校は、第4条第1項及び前項の規定による自己評価及び学校関係者評価の結果を、本校の設置者及び学校関係者評価委員に報告するものとする。
- 3 本条第1項の学校関係者評価の実施及び公表に関し、必要な事項は別に定める。

(始業終業時刻)

- 第14条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

学科	始業及び終業時刻	
鍼灸マッサージ学科	10:40～16:10	
鍼灸学科	1部	10:40～16:10
	2部	17:55～22:00
柔道整復学科	1部	10:40～16:10
	2部	17:55～22:00
理学療法学科	9:00～16:10	
作業療法学科	9:00～16:10	
看護学科	9:00～16:10	

- 2 前項の規定にかかわらず、学校長は教育上必要があるときは、前項に掲げる時間以外に授業等を行うことができる。

第4章 入学、休学、退学、復学等

(入学資格)

- 第15条 本校に入学することのできる者は、学校教育法第90条に該当する者とする。
- 2 鍼灸マッサージ学科及び鍼灸学科にあっては、前項の要件を満たし、かつ、視覚障害者以外の者でなければならない。

(入学時期)

- 第16条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学志願者手続)

- 第17条 入学志願者は、本校所定の入学志願書と別に定める書類に第42条に規定する入学試験検定料を添えて、別に定める期日までに学校長に提出しなければならない。

(入学試験)

- 第18条 前条の手続を完了した者に対して入学試験を行い、学校運営会議及び教員会議の議を経て学校長が合格者を決定する。
- 2 入学試験は、原則として学校推薦型選抜、大学生・社会人選抜、一般選抜及び総合型選抜の4種類とし、その必要があるときはその他の入試を行うことができる。
- 3 前項における選考方法は、書類審査、学力検査及び面接とする。

(入学手続及び入学許可)

- 第19条 入学試験に合格した者は、別に定める期日までに、第42条に規定する入学金を添えて、入学手続をしなければならない。
- 2 学校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学を許可する。
- 3 正当な理由がなく、指定の期日内に全ての入学手続を完了しないときは、入学を許可しない。

(連帯保証人及び保証人)

- 第20条 入学に際しては、独立生計を営む満20歳以上の者である連帯保証人及び保証人（以下、この条において「保証人等」という。）を必要とする。
- 2 前項の保証人等は、被保証人の在学中の一切について責任を負わなければならない。

- 3 保証人等が死亡又はその他の事由によりその資格を喪失したときは、直ちに他の保証人等を定め、学校長に届け出なければならない。

(遅刻、欠課、欠席等)

第21条 学生が、遅刻、早退、欠課、欠席をするとき又はしたときは、それぞれの届を学校所定の用紙により学校長に提出しなければならない。

(休学)

第22条 学生が、疾病又はその他やむを得ない事由によって90日以上にわたり就学が不能のときは、学校所定の休学願にその事由を記し、連帯保証人連署のうえ学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の事由が疾病である場合には、医師の診断書を提出しなければならない。

3 休学の期間は原則として当該年度内とし、通算で2年間とする。ただし、特別の事由があるときは、学校長はその期間の延長を許可することができる。

4 休学の期間は在籍期間に算入しない。

5 学校長は、疾病その他の事由により、就学することが不適当であると認められる者に対して休学を命ずることがある。

(出席停止)

第23条 学校長は、感染症の予防上必要があるときは学校保健安全法に基づき学校医の意見を聞き、出席停止を命ずる。

2 出席停止に該当する疾病は、学校保健安全法施行規則第18条に規定しているものとし、その期間は同規則第19条の規定を基準に学校長が決定する。

(復学)

第24条 休学者が復学しようとするときは、学校所定の復学願を連帯保証人連署のうえ学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 復学は、休学の事由が解消されていなければならない。

3 第22条第2項の事由で休学していた者は、医師の診断書を提出しなければならない。

4 学生は、休学期間中であってもその事由が解消した場合には、復学の許可を願い出ることができる。

(退学)

第25条 学生が、退学をしようとするときは、学校所定の退学願にその事由を記し、連帯保証人連署のうえ学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学校長は、次の各号の一に該当する者に対して、学校運営会議及び教員会議の議を経て退学を命ずることができる。

(1) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者

(2) 成業の見込がないと認められる者

(3) 第30条に規定する在籍期間を超えた者

(除籍・復籍)

第26条 学校長は、次の各号の一に該当する者に対して、学校運営会議及び教員会議の議を経て除籍することができる。

(1) 死亡の届けがあった者

(2) 行方不明の届けがあった者

(3) 休学期間を満了後30日以内に、復学、休学延長等の手続をしない者

(4) 納付すべき授業料その他の納付金を許可なく滞納した者

2 前項第4号の定めによって除籍された者が、除籍の日の翌日から起算して5年以内に、連帯保証人連署のうえ復籍を願い出たときは、学校長はこれを許可することがある。ただし、その許可にあたっては除籍事由が消滅していなければならない。

(転入学・編入学、転学)

第27条 文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定した又は認定した他の学校、養成施設又は養成所から本校に転入学を志望する者があるとき、又は編入学を志望する者があるときは、当該学科の定員に欠員のある場合に限り、選考のうえ、学校長がこれを許可することがある。

- 2 本校への転入学又は編入学については、第17条より第20条までの規定を準用する。
- 3 本校への転入学又は編入学の時期については、学年の始めとし、前校、前養成施設又は前養成所において履修した課程の単位に応じて相当学年への転入学又は編入学を認める。
- 4 他の学校、養成施設又は養成所へ転学しようとする者は、学校所定の転学願にその事由を記し保証人連署のうえ学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学)

- 第28条 退学者が、再入学を願い出た場合は、当該学科の定員に欠員のある場合に限り、選考のうえ、学校長がこれを許可することがある。
- 2 再入学については、第17条より第20条までの規定を準用する。
 - 3 再入学の時期については、学年の始めとし、退学時の既修単位に応じて相当学年への再入学を認める。

(転部)

- 第29条 鍼灸学科及び柔道整復学科の1部又は2部相互間の転部を希望する学生があるときは、当該学科の定員に欠員のある場合に限り、学校長がこれを許可することがある。
- 2 転部の時期については、学年の始めとし、修得した単位に応じた相当学年とする。
 - 3 転部は、在籍中原則として1回限りとする。

(在籍期間)

- 第30条 学生の在籍期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

第5章 単位修得、進級、卒業及び賞罰

(大学卒業等者の履修科目の認定)

- 第31条 本校に入学する前に他の学校、養成施設又は養成所において、もしくは本校他学科において履修した科目の本校当該学科における履修の認定については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則、柔道整復師学校養成施設指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、又は保健師助産師看護師学校養成所指定規則に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者からの申請に基づき、履修した学習内容を評価し、本校当該学科における教育内容に相当すると認められる場合には、学校長は総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校当該学科において履修したものと認めることができる。
- 2 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号の規定に該当する者で本校看護学科に入学した者の単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発等養成施設指定規則別表第四に定める基礎分野に限り、当該者からの申請に基づき個々の既習の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は本校において履修したものと認めることができる。

(試験)

- 第32条 試験は、前後期定期試験及びその他とし、学校長が定める科目について行う。
- 2 出席時数が別に定める時数に達しない者は、当該科目についての受験資格を失う。
 - 3 試験の評価は、各科目100点をもって満点とし、秀(90点以上)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。

(追試験)

- 第33条 やむを得ない事由により試験を欠席した者は、追試験を受けることができる。
- 2 追試験を受ける者は、別に定める受験料を添えて追試験願を指定の期日までに学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(再試験)

- 第34条 試験の成績が合格点に達しない者は、再試験を受けることができる。
- 2 再試験を受ける者は、別に定める受験料を添えて再試験願を指定の期日までに学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(補講)

- 第35条 当該科目の出席時間数が当該科目の所定の出席時数に満たない者は、補講を受けなければならない。

い。

- 2 補講を受ける者は、別に定める補講料を添えて補講願を指定の期日までに学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(単位修得の認定)

第36条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要の時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

(進級)

第37条 進級の認定は、出席状況及び単位修得状況により、学校運営会議及び教員会議の議を経て学校長が決定する。

(卒業)

第38条 卒業の認定は、授業料その他の納付金を滞納していない者について、出席状況及び単位修得状況等により、学校運営会議及び教員会議の議を経て学校長が決定する。

- 2 学校長は、卒業と認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第39条 学校長は、前条により下記課程を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

- (1) 医療専門課程 鍼灸マッサージ学科
- (2) 医療専門課程 鍼灸学科1部
- (3) 医療専門課程 鍼灸学科2部
- (4) 医療専門課程 柔道整復学科1部
- (5) 医療専門課程 柔道整復学科2部

- 2 学校長は、前条により下記課程を修了した者には、高度専門士（医療専門課程）の称号を付与し、同時に大学（短期大学、専門職短期大学を除く）の専攻科又は大学院への入学資格を認める。

- (1) 医療専門課程 理学療法学科
- (2) 医療専門課程 作業療法学科
- (3) 医療専門課程 看護学科

(褒賞)

第40条 在学中、学業品行ともに優秀にして、他の模範となる者は、これを褒賞する。

(懲戒)

第41条 学生が、次の各号の一に該当する場合又は学生の本分に反する行為があり、教育上必要と認められる場合には、懲戒を加えることができる。

- (1) 本学則又は本校のその他の規則に違反した場合
- (2) 素行が著しく不良で、改善の見込みがないと認められる場合
- (3) 学校の秩序を乱した場合
- (4) 近隣又は近隣住民その他に対し、迷惑となる行為をした場合

- 2 懲戒は、行為の内容により訓告、停学、退学の3種類とする。

第6章 入学金、授業料その他

(納付金)

第42条 本校の入学試験検定料、入学金、授業料及び実習費は、次のとおりとする。

学 科	納 付 金 (単位：円)			
	入学試験検定料	入 学 金	授業料 (年額)	実習費 (年額)
鍼灸マッサージ学科	25,000	750,000	1,330,000	50,000
鍼灸学科	1部	25,000	300,000	50,000
	2部	25,000	300,000	50,000
柔道整復学科	1部	25,000	300,000	50,000
	2部	25,000	300,000	50,000
理学療法学科	25,000	300,000	1,040,000	150,000
作業療法学科	25,000	300,000	1,040,000	150,000
看護学科	25,000	150,000	700,000	150,000

2 授業料は、毎年度、前・後期の2期に分けて納入するものとする。

3 実習費は、毎年4月に当該年度分を納めなければならない。

4 本条第1項に定める入学金、授業料及び実習費以外は、教材・教具等の費用、追試験料、再試験料及び補講料等（以下、入学金、授業料、実習費及びこれらの費用を「授業料等」という）を除き一切徴収しない。

5 やむを得ない事由により、授業料、実習費を延納する者は、当該期の納付期限の日までに授業料等延納願を学校長に提出し、許可を得なければならない。

6 既に納入された入学試験検定料及び授業料等は原則として返還しない。

(休学の場合の授業料等)

第43条 学生が休学を許可された場合においても、休学当期及び復学当期の授業料等は徴収する。

(退学、停学の場合の授業料等)

第44条 学生が退学を許可された場合においても、当該期の授業料等は徴収する。

2 停学を命ぜられた場合においても、当該期間中の授業料等は徴収する。

(健康管理)

第45条 学生の健康管理のため、1年に1回以上の健康診断を実施する。

第7章 大学併修（通信教育）

(通信教育の履修)

第46条 看護学科においては、学生の看護師としての幅広い知識の習得を目的とし、原則として九州保健福祉大学通信教育部社会福祉学部臨床福祉学科の履修を必須とする。

第8章 雑 則

(雑則)

第47条 この学則の施行又は学校の運営に関し必要な細則は、学校長において別に定める。

2 関係法令、教育課程等の相違により全学科の運用に支障がある場合には、根拠法令に応じた学科毎に定めることができる。

第48条 第6条の表において、「入学定員」とあるのは、鍼灸マッサージ学科、鍼灸学科及び柔道整復学科にあっては「1学年定員」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成 6 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 2 0 日一部改正）

この学則は、平成 7 年 3 月 2 0 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 7 日一部改正）

この学則は、平成 7 年 6 月 7 日から施行する。

第 4 条の学科名については、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

第 3 2 条の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以降の入学者に適用する。

附 則（平成 9 年 7 月 1 6 日一部改正）

この学則は、平成 9 年 7 月 1 6 日から施行する。

第 3 2 条の規定は、平成 1 0 年 4 月 1 日以降の入学者に適用する。

附 則（平成 1 1 年 9 月 2 7 日全部改正）

この学則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 0 条第 1 項第 2 号の専任教員、第 3 号の事務職員については、下記のとおりとする。

学 科	平成 1 2 年度	平成 1 3 年度	平成 1 4 年度
鍼灸マッサージ科	7 名以上	1 2 名以上	1 7 名以上
鍼 灸 科			
柔 道 整 復 科	7 名以上	9 名以上	1 1 名以上
事 務 職 員	4 名以上	6 名以上	8 名以上

附 則（平成 1 2 年 8 月 1 0 日一部改正）

この学則は、平成 1 2 年 8 月 1 0 日から施行する。

第 3 2 条の規定は、平成 1 3 年 4 月 1 日以降の入学者に適用する。

附 則（平成 1 5 年 3 月 1 0 日一部改正）

この学則は、平成 1 5 年 3 月 1 0 日から施行する。

第 2 9 条第 3 項の規定は、平成 1 2 年 4 月 1 日以降の入学者に適用する。

附 則（平成 1 7 年 5 月 2 3 日一部改正）

この学則は、平成 1 7 年 5 月 2 3 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 3 1 日一部改正）

1. この学則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
2. 改正後の第 7 条、第 2 6 条、第 3 2 条第 1 項、第 3 3 条第 1 項及び第 3 6 条第 1 項の規定は、平成 1 8 年 4 月 1 日以降の入学者に適用し、同年 3 月 3 1 日以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 平成 1 8 年 3 月 3 1 日に四国リハビリテーション学院の理学療法学科又は作業療法学科に在籍した者であって、平成 1 8 年 4 月 1 日をもって理学療法学科又は作業療法学科に編入学した者については、廃止前の四国リハビリテーション学院学則第 7 条、第 1 0 条、第 1 5 条第 1 項、第 1 6 条第 1 項及び第 3 1 条第 1 項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 1 9 年 2 月 2 8 日一部改正）

この学則は、平成 1 9 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 3 1 日一部改正）

この学則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 1 日一部改正）

この学則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 3 月 3 1 日一部改正）

この学則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 3 1 日一部改正）

この学則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 3 1 日一部改正）

この学則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 3 1 日一部改正）

この学則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3月31日一部改正）

1. この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。
2. 改正後の別表（1）、別表（2）は、平成26年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3月31日一部改正）

1. この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。
2. 改正後の第41条第1項の規定は、平成27年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3月31日一部改正）

この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（平成29年 3月31日一部改正）

この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年 3月31日一部改正）

1. この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。
2. 改正後の第41条第1項の規定、別表（1）、別表（2）、別表（3）及び別表（4）は、平成30年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 第41条第3項の規定にかかわらず、平成30年4月1日の入学者については、実習費を毎年4月、10月の2期に分けて納めることができる。

附 則（平成30年 7月 1日一部改正）

この学則は、平成30年 7月 1日から施行する。

附 則（平成31年 3月31日一部改正）

この学則は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（令和元年 7月 1日一部改正）

この学則は、令和元年 7月 1日から施行する。

附 則（令和2年 3月31日一部改正）

この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則（令和4年 3月31日一部改正）

1. この学則は、令和4年 4月 1日から施行する。
2. 改正後の別表（6）は、令和4年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年 3月31日一部改正）

この学則は、令和5年 4月 1日から施行する。

別表（１） 鍼灸マッサージ学科 教育課程・単位数

区分		認定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数			
							第1学年	第2学年	第3学年	
基礎分野	基 礎 的 科 学 の 思 考	14	健康科学Ⅰ	2	14	30	2			
			健康科学Ⅱ	2		30	2			
			健康科学Ⅲ	2		30	2			
	人 間 と 生 活		健康科学Ⅳ	2		30	2			
			人文科学Ⅰ	2		30	2			
			人文科学Ⅱ	2		30	2			
			コミュニケーション論	2		30	2			
専門基礎分野	人 体 の 構 造 と 機 能	12	人体の構造と機能Ⅰ	1	12	30	1			
			人体の構造と機能Ⅱ	1		30	1			
			人体の構造と機能Ⅲ	1		30	1			
			人体の構造と機能Ⅳ	1		30	1			
			人体の構造と機能Ⅴ	1		30	1			
			人体の構造と機能Ⅵ	1		30	1			
			人体の構造と機能Ⅶ	1		30	1			
			人体の構造と機能Ⅷ	1		30	1			
			人体の構造と機能Ⅸ	1		30	1			
			人体の構造と機能Ⅹ	1		30	1			
			人体の構造と機能Ⅺ	1		30		1		
			運動学	1		30			1	
	疾 病 の 成 り 立 ち、 び 回 復 の 促 進	12	病理学概論Ⅰ	1	12	30		1		
			病理学概論Ⅱ	1		30		1		
			臨床医学総論Ⅰ	1		30		1		
			臨床医学総論Ⅱ	1		30		1		
			臨床医学各論Ⅰ	1		30		1		
			臨床医学各論Ⅱ	1		30		1		
			臨床医学各論Ⅲ	1		30			1	
			臨床医学各論Ⅳ	1		30			1	
			リハビリテーション医学Ⅰ	1		30			1	
			リハビリテーション医学Ⅱ	1		30			1	
			衛生学・公衆衛生学Ⅰ	1		30			1	
			衛生学・公衆衛生学Ⅱ	1		30			1	
	う り 指 サ 療 保 念 の き 圧 マ あ 福 健 理 ゆ は ジ ャ ャ ン 社 医	3	関係法規	1	3	30			1	
			医療概論	1		30			1	
			職業倫理	1		15			1	
	専門分野	基 礎 あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 学 基 礎 は り 学 基 礎 き ゅ う 学	9	経絡経穴概論Ⅰ	1	9	30	1		
				経絡経穴概論Ⅱ	1		30	1		
				経絡経穴概論Ⅲ	1		30		1	
				経絡経穴概論Ⅳ	1		30		1	
				東洋医学概論Ⅰ	1		30	1		
				東洋医学概論Ⅱ	1		30	1		
				あん摩マッサージ指圧理論	1		30	1		
				はりきゅう理論Ⅰ	1		30	1		
				はりきゅう理論Ⅱ	1		30			1
臨 床 あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 学 臨 床 は り 学 臨 床 き ゅ う 学		15	東洋医学概論Ⅲ	1	15	30		1		
			東洋医学概論Ⅳ	1		30		1		
			生態観察	1		30		1		
			病態生理学Ⅰ	1		30		1		
			病態生理学Ⅱ	1		30		1		
			病態生理学Ⅲ	1		30			1	
			病態生理学Ⅳ	1		30			1	
			東洋医学臨床Ⅰ	1		30		1		
			東洋医学臨床Ⅱ	1		30		1		
			東洋医学臨床Ⅲ	1		30			1	
			東洋医学臨床Ⅳ	1		30			1	
			東洋医学臨床Ⅴ	1		30		1		
			あん摩マッサージ指圧の適応	1		30		1		
			はりきゅうの適応Ⅰ	1		30		1		
			はりきゅうの適応Ⅱ	1		30		1		
う き 社 は 社 圧 ジ サ マ あ 社 学 中 会 子 り 会 学 指 マ 摩 ン 会		2	社会あん摩マッサージ指圧はりきゅう学Ⅰ	1	2	30		1		
			社会あん摩マッサージ指圧はりきゅう学Ⅱ	1		30			1	
実 習		19	基礎あん摩マッサージ指圧実技Ⅰ	1	19	30	1			
			基礎あん摩マッサージ指圧実技Ⅱ	1		30	1			
			応用あん摩マッサージ指圧実技Ⅰ	1		30		1		
			応用あん摩マッサージ指圧実技Ⅱ	1		30		1		
			基礎はり実技Ⅰ	1		30	1			
			基礎はり実技Ⅱ	1		30	1			
			基礎きゅう実技Ⅰ	1		30	1			
			基礎きゅう実技Ⅱ	1		30	1			
			応用はりきゅう実技Ⅰ	1		30		1		
			応用はりきゅう実技Ⅱ	1		30		1		
			応用はりきゅう実技Ⅲ	1		30		1		
			応用はりきゅう実技Ⅳ	1		30		1		
			応用はりきゅう実技Ⅴ	1		30		1		
			客観的臨床能力評価	1		30		1		
			実践はりきゅう実技Ⅰ	1		30			1	
			実践はりきゅう実技Ⅱ	1		30			1	
			実践はりきゅう実技Ⅲ	1		30			1	
			実践はりきゅう実技Ⅳ	1		30			1	
			実践はりきゅう実技Ⅴ	1		30			1	
臨 床 実 習		4	臨床実習Ⅰ	1	4	45	1			
			臨床実習Ⅱ	1		45		1		
			臨床実習Ⅲ	1		45			1	
			臨床実習Ⅳ	1		45			1	
総 合 領 域		10	東洋医療総合演習Ⅰ	1	10	30	1			
			東洋医療総合演習Ⅱ	1		30		1		
			東洋医療総合演習Ⅲ	1		30			1	
			東洋医療総合演習Ⅳ	1		30			1	
			東洋医療総合演習Ⅴ	1		30			1	
			臨床手技	1		30			1	
			実践あん摩マッサージ指圧実技Ⅰ	1		30			1	
			実践あん摩マッサージ指圧実技Ⅱ	1		30			1	
			実践はりきゅう実技Ⅵ	1		30			1	
			運動療法	1		30			1	
	認定規則科目 合計			100	100	2,835	38	31	31	
				年次別合計 合計			38	69	100	

別表（２） 鍼灸学科 教育課程・単位数

区分		認定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数					
							第1学年	第2学年	第3学年			
基礎分野	基礎 科学的 思考の 人間的 生活と生	14	健康科学Ⅰ	2	14	30	2					
			健康科学Ⅱ	2		30	2					
			健康科学Ⅲ	2		30	2					
			健康科学Ⅳ	2		30	2					
			人文科学Ⅰ	2		30	2					
			人文科学Ⅱ	2		30	2					
			コミュニケーション論	2		30	2					
専門基礎分野	人体の構造と機能	12	人体の構造と機能Ⅰ	1	12	30	1					
			人体の構造と機能Ⅱ	1		30	1					
			人体の構造と機能Ⅲ	1		30	1					
			人体の構造と機能Ⅳ	1		30	1					
			人体の構造と機能Ⅴ	1		30	1					
			人体の構造と機能Ⅵ	1		30	1					
			人体の構造と機能Ⅶ	1		30	1					
			人体の構造と機能Ⅷ	1		30	1					
			人体の構造と機能Ⅸ	1		30	1					
			人体の構造と機能Ⅹ	1		30	1					
			人体の構造と機能Ⅺ	1		30		1				
			運動学	1		30			1			
	疾病の成り立ち、 回復の促進	12	病理学概論Ⅰ	1	12	30		1				
			病理学概論Ⅱ	1		30		1				
			臨床医学総論Ⅰ	1		30		1				
			臨床医学総論Ⅱ	1		30		1				
			臨床医学各論Ⅰ	1		30		1				
			臨床医学各論Ⅱ	1		30		1				
			臨床医学各論Ⅲ	1		30		1	1			
			臨床医学各論Ⅳ	1		30			1			
			リハビリテーション医学Ⅰ	1		30			1			
			リハビリテーション医学Ⅱ	1		30			1			
			衛生学・公衆衛生学Ⅰ	1		30			1			
			衛生学・公衆衛生学Ⅱ	1		30			1			
	うり指サ摩と療保 念のき圧ーあ福健 理ゆはジマッん社医	3	関係法規	1	3	30			1			
			医療概論	1		30			1			
			職業倫理	1		15			1			
	専門分野	基礎あん摩マッ 基礎はり学 基礎きゅう学	9	経絡経穴概論Ⅰ	1	9	30	1				
				経絡経穴概論Ⅱ	1		30	1				
				経絡経穴概論Ⅲ	1		30		1			
				経絡経穴概論Ⅳ	1		30		1			
				東洋医学概論Ⅰ	1		30	1				
				東洋医学概論Ⅱ	1		30	1				
はりきゅう理論Ⅰ				1	30		1					
はりきゅう理論Ⅱ				1	30				1			
基礎はりきゅう学演習				1	30		1					
東洋医学概論Ⅲ				1	13		30		1			
臨床あん摩マッ 臨床はり学 臨床きゅう学		13	東洋医学概論Ⅳ	1		30		1				
			生態観察	1		30		1				
			病態生理学Ⅰ	1		30		1				
			病態生理学Ⅱ	1		30		1				
			病態生理学Ⅲ	1		30			1			
			病態生理学Ⅳ	1		30			1			
			東洋医学臨床論Ⅰ	1		30		1				
			東洋医学臨床論Ⅱ	1		30		1				
			東洋医学臨床論Ⅲ	1		30			1			
			東洋医学臨床論Ⅳ	1		30			1			
			はりきゅうの適応Ⅰ	1		30		1				
			はりきゅうの適応Ⅱ	1		30		1				
さ社 は社庄ツマ あ や中会 り会学指ーマ けん会		2	社会はりきゅう学Ⅰ	1	2	30		1				
			社会はりきゅう学Ⅱ	1		30			1			
実習		15	基礎はり実技Ⅰ	1	15	30	1					
			基礎はり実技Ⅱ	1		30	1					
			基礎きゅう実技Ⅰ	1		30	1					
			基礎きゅう実技Ⅱ	1		30	1					
			応用はりきゅう実技Ⅰ	1		30		1				
			応用はりきゅう実技Ⅱ	1		30		1				
			応用はりきゅう実技Ⅲ	1		30		1				
			応用はりきゅう実技Ⅳ	1		30		1				
			応用はりきゅう実技Ⅴ	1		30		1				
			客観的臨床能力評価	1		30		1				
			実践はりきゅう実技Ⅰ	1		30			1			
			実践はりきゅう実技Ⅱ	1		30			1			
			実践はりきゅう実技Ⅲ	1		30			1			
			実践はりきゅう実技Ⅳ	1		30			1			
			実践はりきゅう実技Ⅴ	1		30			1			
臨床実習		4	臨床実習Ⅰ	1	4	45	1					
			臨床実習Ⅱ	1		45		1				
			臨床実習Ⅲ	1		45			1			
			臨床実習Ⅳ	1		45			1			
総合領域		10	東洋医療総合演習Ⅰ	1	10	30	1					
			東洋医療総合演習Ⅱ	1		30		1				
			東洋医療総合演習Ⅲ	1		30			1			
			東洋医療総合演習Ⅳ	1		30			1			
			東洋医療総合演習Ⅴ	1		30			1			
			はりきゅう基礎研究	1		30			1			
			徒手療法Ⅰ	1		30		1				
			徒手療法Ⅱ	1		30		1				
			実践はりきゅう実技Ⅵ	1		30			1			
			運動療法	1		30			1			
			認定規則科目 合計			94	年次別合計 合計		94	2,655	36	29
								36	65	94		

別表（３） 柔道整復学科 教育課程・単位数

区分		指定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数		
							第1学年	第2学年	第3学年
基礎分野	科学的 基礎 思考	14	健康科学Ⅰ	2	14	30	2		
			健康科学Ⅱ	2		30	2		
			健康科学Ⅲ	2		30	2		
			健康科学Ⅳ	2		30	2		
	人間と 生活		人文科学Ⅰ	2		30	2		
			人文科学Ⅱ	2		30	2		
			コミュニケーション論	2		30	2		
専門基礎分野	人体の 構造と機 能	15	人体の構造と機能Ⅰ	3	16	60	3		
			人体の構造と機能Ⅱ	3		60	3		
			人体の構造と機能Ⅲ	3		60	3		
			人体の構造と機能Ⅳ	3		60	3		
			運動学	2		30			2
			高齢者の生理学的特徴・変化	1		15		1	
			競技者の生理学的特徴・変化	1		15		1	
			疾病と 障害	11		病理学概論	4	14	60
	一般臨床医学	2			30		2		
	外科学概論	2			30		2		
	整形外科科学	2			30		2		
	リハビリテーション医学	4			60		4		
	柔道整復術の適応		2	2	2	30		2	
	と保 柔健 理道医 理念 整療 復福 祉	8	衛生学・公衆衛生学	2	11	60	2		
			関係法規	2		30			2
			柔道Ⅰ	2		60	2		
			柔道Ⅱ	2		60		2	
			柔道Ⅲ	2		60			2
			職業倫理	1		15			1
	社会保障制度		1	1	1	15			1
専門分野	基礎 柔道 整復学	10	基礎柔道整復学Ⅰ	1	14	30	1		
			基礎柔道整復学Ⅱ	1		30	1		
			外傷保存療法の経過及び治療の判定	1		30			1
			基礎柔道整復学演習Ⅰ	1		30	1		
			基礎柔道整復学演習Ⅱ	2		60	2		
			基礎柔道整復学演習Ⅲ	2		60	2		
			基礎柔道整復学演習Ⅳ	2		60		2	
			基礎柔道整復学演習Ⅴ	2		60		2	
			基礎柔道整復学演習Ⅵ	2		60		2	
	臨床 柔道 整復学	17	応用柔道整復学Ⅰ	1	19	30	1		
			応用柔道整復学Ⅱ	1		30		1	
			応用柔道整復学Ⅲ	1		30		1	
			応用柔道整復学Ⅳ	1		30		1	
			応用柔道整復学Ⅴ	1		30		1	
			応用柔道整復学Ⅵ	1		30		1	
			応用柔道整復学Ⅶ	1		30		1	
			応用柔道整復学Ⅷ	1		30			1
			臨床柔道整復学Ⅰ	3		90			3
			臨床柔道整復学Ⅱ	3		90			3
			臨床柔道整復学Ⅲ	3		90			3
			物理療法機器等の取扱い	1		30			1
			柔道整復術適応の臨床的判定	1		30			1
	柔道 整復 実技	17	基礎柔道整復実技Ⅰ	1	18	30	1		
			基礎柔道整復実技Ⅱ	1		30	1		
			基礎柔道整復実技Ⅲ	1		30	1		
			基礎柔道整復実技Ⅳ	1		30	1		
			応用柔道整復実技Ⅰ	1		30		1	
			応用柔道整復実技Ⅱ	1		30		1	
			応用柔道整復実技Ⅲ	1		30		1	
			応用柔道整復実技Ⅳ	1		30		1	
			臨床柔道整復実技Ⅰ	3		90			3
			臨床柔道整復実技Ⅱ	3		90			3
			臨床柔道整復実技Ⅲ	1		30			1
			高齢者の外傷予防技術	1		30			1
			競技者の外傷予防技術	1		30			1
			臨床実習前施術試験等	1		30		1	
臨床 実習	4	臨床実習Ⅰ	1	4	45	1			
		臨床実習Ⅱ	1		45		1		
		臨床実習Ⅲ	1		45			1	
		臨床実習Ⅳ	1		45			1	
		指定規則科目 合計			99	年次別合計 合計		113	2,760

別表（４） 理学療法学科 教育課程・単位数

区分		指定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数				
							第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
基礎分野	科学的思考の 基盤	14	倫理学	2	16	30	2				
			数学	2		30	2				
			物理学	2		30	2				
			情報科学	2		30	2				
	人間と生活		英語	2		30	2				
			医学英語	2		30	2				
	社会の理解		コミュニケーション論	2		30	2				
			社会福祉論	2		30	2				
	専門基礎分野	能人及び 体の構造と 発達の機	12	解剖生理学Ⅰ	3	14	90	3			
解剖生理学Ⅱ				3	90		3				
解剖生理学実習				2	60		2				
運動学Ⅰ				2	30		2				
運動学Ⅱ				2	30			2			
運動生理学実習				1	30				1		
人間発達学				1	30		1				
ち疾病と 回復過程の 成り立ち				14	病理学		1	14	30	1	
		臨床医学Ⅰ	2		60	2					
		臨床医学Ⅱ	2		60		2				
		臨床医学Ⅲ	2		60		2				
		臨床医学Ⅳ	2		60		2				
		臨床医学Ⅴ	1		30		1				
		臨床医学Ⅵ	2		60				2		
		リハビリテーション医学	2		30	2					
保健医療福祉とリハビ リテーションの理念		4	リハビリテーション概論	2	4	30	2				
			保健医療福祉とリハビリテーション	2		30			2		
専門分野		基礎理 学療 法学	6	理学療法概論	1	15	30	1			
				基礎研究方法論	1		30	1			
				基礎理学療法学Ⅰ	1		30		1		
				基礎理学療法学Ⅱ	1		30			1	
	症例検討Ⅰ			1	15				1		
	症例検討Ⅱ			1	15					1	
	理学療法セミナーⅠ			2	60				2		
	理学療法セミナーⅡ			4	120					4	
	臨床研究			3	90					3	
	理学療法管理学	2	理学療法管理学	2	2	30			2		
	理 学 療 法 評 価 学	6	関節可動域検査法	1	7	30	1				
			徒手筋力検査法	1		30	1				
			基礎評価法	1		30		1			
			評価学実習Ⅰ	1		30		1			
			評価学実習Ⅱ	1		30		1			
			理学療法評価法	1		30			1		
			理学療法評価学演習	1		30			1		
	理 学 療 法 治 療 学	20	物理療法学	2	23	30		2			
			物理療法学実習	1		30		1			
			義肢装具学	2		30		2			
			運動療法Ⅰ	2		60		2			
			運動療法Ⅱ	2		60		2			
			運動療法Ⅲ	2		60		2			
			運動療法Ⅳ	2		60		2			
			運動療法Ⅴ	2		60		2			
			運動療法演習Ⅰ	2		60			2		
			運動療法演習Ⅱ	1		30			1		
			日常生活活動	2		30		2			
			日常生活活動実習	1		30		1			
理学療法技術論Ⅰ			1	30				1			
理学療法技術論Ⅱ			1	30				1			
地域理学療法学	3	住環境学	2	4	30			2			
		地域リハビリテーション	2		30			2			
臨 床 実 習	20	早期体験実習	1	27	45		1				
		地域リハビリテーション実習	1		45			1			
		評価実習	3		135			3			
		臨床実習Ⅰ	6		270			6			
		臨床実習Ⅱ	8		360				8		
		臨床実習Ⅲ	8		360				8		
		専 門 関 連	専 門 関 連		レクリエーションⅠ	1	4	30	1		
レクリエーションⅡ	1			30		1					
基礎研究活動Ⅰ	1			30		1					
基礎研究活動Ⅱ	1			30				1			
指定規則科目 合計				101	年次別合計 合計			130	3,705	39	34
							39	73	106	130	

別表（５） 作業療法学科 教育課程・単位数

区分		指定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数				
							第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
基礎分野	科学的思考の 基盤	14	倫理学	2	16	30	2				
			数学	2		30	2				
			物理学	2		30	2				
			情報科学	2		30	2				
	人間と生活		英語	2		30	2				
			医学英語	2		30	2				
	社会の理解		コミュニケーション論	2		30	2				
			社会福祉論	2		30	2				
専門基礎分野	能 人 及 体 び の 達 構 心 造 身 と の 発 発 達 機	12	解剖生理学Ⅰ	3	13	90	3				
			解剖生理学Ⅱ	3		90	3				
			解剖生理学実習	2		60	2				
			人間発達学	1		30	1				
			運動学	2		60	2				
			運動学演習	1		30		1			
			運動生理学	1		30		1			
	疾 病 及 び 回 復 過 程 の 促 進	14	リハビリテーション医学	2	15	30	2				
			病理学	1		30	1				
			臨床医学Ⅰ	2		60	2				
			臨床医学Ⅱ	2		60		2			
			臨床医学Ⅲ	2		60		2			
			臨床医学Ⅳ	2		60		2			
			臨床医学Ⅴ	1		30		1			
			臨床医学Ⅵ	2		60			2		
	保健医療福祉とリハビ リテーションの理念	4	精神医学各論	1	4	30		1			
			リハビリテーション概論	2		30	2				
			保健医療福祉とリハビリテーション	2		30			2		
						30					
	専門分野	基礎 作 業 療 法 学	5	作業療法概論	1	15	30	1			
				基礎研究方法論	1		30	1			
				基礎作業療法学実習Ⅰ	1		30	1			
				基礎作業療法学実習Ⅱ	1		30	1			
基礎作業療法学実習Ⅲ				1	30		1				
基礎作業療法学実習Ⅳ				1	30			1			
作業療法セミナーⅠ				2	60				2		
作業療法セミナーⅡ				4	120					4	
作業療法管理学		2	臨床研究	3	2	90				3	
			作業療法管理学	2		30				2	
作 業 療 法 評 価 学		5	関節可動域検査法	1	9	30	1				
			徒手筋力検査法	1		30	1				
			基礎評価法	1		30		1			
			評価学実習Ⅰ	1		30		1			
			評価学実習Ⅱ	1		30			1		
			作業療法評価学Ⅰ	2		30		2			
			作業療法評価学Ⅱ	2		30		2			
作 業 療 法 治 療 学		19	作業療法治療学Ⅰ	2	22	60		2			
			作業療法治療学Ⅱ	2		60		2			
			作業療法治療学Ⅲ	2		60		2			
			作業療法治療学Ⅳ	2		60		2			
			作業療法治療学Ⅴ	2		60		2			
			作業療法治療学演習	2		60			2		
			日常生活活動	2		60		2			
			日常生活活動実習	1		30		1			
			作業療法技術論Ⅰ	2		30			2		
			作業療法技術論Ⅱ	2		30			2		
			作業療法技術論Ⅲ	2		30			2		
			応用作業演習	1		30			1		
学 療 作 地 法 法 業 域		4	住環境学	2	4	30			2		
			地域リハビリテーション学	2		30			2		
臨 床 実 習	22	早期体験実習	1	27	45		1				
		地域リハビリテーション実習	1		45			1			
		評価実習	3		135			3			
		臨床実習Ⅰ	6		270			6			
		臨床実習Ⅱ	8		360				8		
		臨床実習Ⅲ	8		360				8		
専 門 分 野 関 連		レクリエーションⅠ	1	4	30	1					
		レクリエーションⅡ	1		30		1				
		基礎研究活動Ⅰ	1		30		1				
		基礎研究活動Ⅱ	1		30			1			
指定規則科目 合計		101	年次別合計 合計		131	3,765	42	33	31	25	
							42	75	106	131	

別表（６） 看護学科 教育課程・単位数

区分			指定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数				
								第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
基礎分野	科学的 基礎 思考	自然科学系	14	物理学	1	18 (19)	15	1				
				化学	1		15	1				
				情報科学	1		15	1				
				情報科学演習	1		30	1				
				生涯スポーツ論	1		30	1				
	人間と人間生活の理解	人文・社会科学系		人間関係論	1		15	1				
				死生論	1		15				1	
				家族社会学	1		30	1				
				発達心理学	1		15		1			
				日本語表現法	1		15	1				
				地域文化論	1		30	1				
		コンプリメンタリー		臨床心理学	1		30				1	
				笑いと医療	1		15			1		
				音楽療法	1		15		1			
				健康科学論	1		15	1				
				英語Ⅰ	1		30	1				
				英語Ⅱ	1		30		1			
				英語Ⅲ	1		30			1		
		外国語		* 中国語	(1)		(15)					(1)
				教育学	教育心理学	1	15			1		
					教育原理	1	15		1			
					教育評価	1	15					1
	教育方法論	1			15		1					
専門基礎分野	人 と 機 能 構 造	疾病の成り立ちと回復の促進	16	解剖生理学Ⅰ	1	16	30	1				
				解剖生理学Ⅱ	1		30	1				
				病理学	1		30	1				
				看護に活かす解剖生理学	1		30		1			
				生活の中の解剖生理学	1		30			1		
				生体防御と感染症	1		15	1				
				疾病と治療Ⅰ（呼吸器・循環器）	1		30	1				
				疾病と治療Ⅱ（消化器・内分泌）	1		30	1				
				疾病と治療Ⅲ（脳神経・運動器・眼・耳）	1		30	1				
				疾病と治療Ⅳ（腎泌尿器・血液造血器・女性生殖器・歯）	1		30	1				
				疾病と治療Ⅴ（膠原病・感染症・皮膚）	1		15		1			
				疾病と治療Ⅵ（小児）	1		15		1			
	健康支援と社 会 保 障 制 度	疾病と治療Ⅶ（母性）		1	15				1			
		薬理学・薬物療法		1	30			1				
		栄養学・食事療法		1	30		1					
		臨床検査学		1	30			1				
		医療行政論（関係法規）		1	15		1					
		くらしを支える手続き		1	30					1		
		くらしの中の医療		1	30					1		
		公衆衛生学		1	30		1					
		社会保障論		1	15					1		
		地域福祉論		1	15				1			
		専門分野		基礎看護学	11	18	看護学概論	1	18	30	1	
看護理論	1		30					1				
医療と看護倫理	1		30				1					
基礎看護技術論Ⅰ（安楽確保と移動）	1		30				1					
基礎看護技術論Ⅱ（環境調整と清潔）	1		30				1					
基礎看護技術論Ⅲ（感染防止と創傷管理）	1		30				1					
基礎看護技術論Ⅳ（食事と排泄）	1		30				1					
基礎看護技術論Ⅴ（救急処置と呼吸管理）	1		30				1					
基礎看護技術論Ⅵ（与薬）	1		30					1				
基礎看護技術論Ⅶ（生体機能管理と診察介助）	1		30					1				
コミュニケーション技術	1		30				1					
ヘルスアセスメント技術	1		30				1					
看護過程展開の技術	1		30					1				
臨床看護総論	1		30					1				
健康教育の技術	1		15							1		
看護研究Ⅰ	1		30					1				
看護研究Ⅱ	1		30							1		
臨床判断演習Ⅰ（基礎看護学）	1		15					1				

区分		指定規則 単位数	授業科目	単位数	項目別 合計単位数	時間数	授業単位数						
							第1学年	第2学年	第3学年	第4学年			
専門分野	地域・在宅 看護論	6	地域・在宅看護概論	1	7	30		1					
			地域・在宅看護方法論Ⅰ	1		15		1					
			地域・在宅看護方法論Ⅱ	1		30			1				
			地域の暮らしを守る演習	1		30	1						
			働く人々の健康を守る演習	1		30			1				
			地域・在宅看護方法論Ⅲ	1		30			1				
			臨床判断演習Ⅶ（地域・在宅看護論）	1		15				1			
	看護学 成人	6	成人看護学概論	1	7	30	1						
			成人看護方法論Ⅰ（呼吸器・循環器）	1		30		1					
			成人看護方法論Ⅱ（内分泌・消化器）	1		30		1					
			成人看護方法論Ⅲ（脳神経・運動器）	1		30		1					
			成人看護方法論Ⅳ（血液造血器・膠原病・感染症）	1		30		1					
			成人看護方法論Ⅴ（女性生殖器・腎泌尿器）	1		30			1				
			臨床判断演習Ⅱ（成人看護学）	1		30				1			
	看護学 老年	4	老年看護学概論	1	5	15	1						
			老年看護方法論Ⅰ	1		30		1					
			老年看護方法論Ⅱ	1		30		1					
			老年看護方法論Ⅲ	1		30		1					
			臨床判断演習Ⅲ（老年看護学）	1		15				1			
	看護学 小児	4	小児看護学概論	1	5	15		1					
			小児看護方法論Ⅰ	1		15		1					
			小児看護方法論Ⅱ	1		30			1				
			小児看護方法論Ⅲ	1		30			1				
			臨床判断演習Ⅳ（小児看護学）	1		15				1			
	看護学 母性	4	母性看護学概論	1	5	30		1					
			母性看護方法論Ⅰ	1		30		1					
			母性看護方法論Ⅱ	1		15			1				
			母性看護方法論Ⅲ	1		30			1				
			臨床判断演習Ⅴ（母性看護学）	1		15				1			
	看護学 精神	4	精神看護概論	1	5	15		1					
			精神看護方法論Ⅰ	1		30		1					
			精神看護方法論Ⅱ	1		30			1				
			精神看護方法論Ⅲ	1		30			1				
			臨床判断演習Ⅵ（精神看護学）	1		15				1			
	看護の統合と実践	4	高度先駆的看護	1	17	15				1			
			「連携と協働」の演習Ⅰ	1		30	1						
			「連携と協働」の演習Ⅱ	1		30		1					
			「連携と協働」の演習Ⅲ	1		30			1				
			「連携と協働」の演習Ⅳ	1		30				1			
			東洋医学	1		30			1				
			リラクゼーション方法論	1		30			1				
			医療安全管理	1		15				1			
			国際看護学	1		15				1			
			看護管理	1		15				1			
			災害看護学	1		15				1			
			救急看護	1		15				1			
			看護情報システム論	1		15				1			
			看護ゼミナール	1		15			1				
			看護政策論	1		15			1				
			クリティカルシンキングⅠ	1		15			1				
			クリティカルシンキングⅡ	1		30				1			
	臨地実習	23	基礎看護学実習Ⅰ（病院を知る実習）	1	24	45	1						
			基礎看護学実習Ⅱ（看護過程実習）	2		90		2					
			地域・在宅看護論実習	2		90			2				
			成人看護学実習Ⅰ（外来診療実習）	2		90			2				
			成人看護学実習Ⅱ（急性期・回復期）	2		90			2				
			成人看護学実習Ⅲ（慢性期）	2		90				2			
			成人看護学実習Ⅳ（終末期）	2		90				2			
			老年看護学実習（介護・福祉）	2		90			2				
			小児看護学実習Ⅰ	1		45		1					
			小児看護学実習Ⅱ	2		90				2			
			母性看護学実習	2		90			2				
			精神看護学実習	2		90				2			
			統合実習	2		90				2			
指定規則科目 合計			102	年次別合計		137	137	3810	34	38	35	30 (31)	
				卒業に必要な単位数合計		137	137	3810	34	72	107	137	
		選択科目を含む総合計		138	138	3825	34	72	107	138			

注）＊印は選択科目。選択科目の単位数及び時間数は括弧書にて表示。

6 規 程 等

(1) 学費等納付金納入規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、四国医療専門学校（以下「本校」という。）学則第 4 7 条第 1 項の規定に基づき、入学金、授業料等納付金の納入について定める。

(納付金の内訳及び金額)

第 2 条 納付金とは、「入学試験検定料」、「入学金」、「授業料」、「実習費」及び「教材費、教具等費用及びその他費用」（以下、「その他の費用等」という。）をいう。

2 入学試験検定料、入学金、授業料及び実習費の金額は、学則第 4 2 条第 1 項に定めるとおりとする。

3 その他の費用等の金額については、入学年度、在籍学科又は当該学生その他の事情により異なる。

(納入方法及び納付時期)

第 3 条 納付金は、本校指定の納入方法により納入するものとする。

2 授業料は、前期分については 4 月末日までに、後期分については 10 月末日までにそれぞれ納付しなければならない。

3 実習費の納付時期は、学則第 4 2 条第 3 項に定めるとおりとし、入学試験検定料、入学金及びその他の費用については別に定めるところによる。

4 前項の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、高等教育の修学支援新制度の適用を受けるため、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の申し込みをした者は、授業料の納付を一定期間猶予する。

(延納)

第 4 条 学則第 4 2 条第 5 項に規定するやむを得ない事由とは、以下のいずれかの場合とする。

(1) 学費支弁者が、失職、破産、事故、病気または不慮の災害により支払が困難となったとき

(2) 勤労学生で、期限までに支払が困難であると認められるとき

(3) その他、やむを得ない事由があると認められたとき

2 延納が許可された場合には、許可書に記された期日までに当該納付金の全額を納入しなければならない。ただし、延納が許可された場合の当該納付金の納付期限は、前期納付金は 7 月末日、後期納付金は 1 月末日とする。

3 延納が許可されなかった場合においては、その通知を受けた日から 20 日以内に当該納付金の全額を納入しなければならない。

(納付金減免制度)

第 5 条 本校への入学に際し、以下の条件を満たす者について、当該学生からの申請に基づき入学金を減免する。ただし、一旦学則第 4 2 条第 1 項に規定する入学金全額を別に定める期日までに納入し、入学後所定の手続を経て、当該金額を返還するものとする。

(1) 全額免除

本人の異なる学科への同時入学

ただし、どちらか一方の学科の入学金のみを免除とし、入学金が異なる学科への同時入学の場合には、より安価な学科の入学金を免除する。

(2) 半額免除

(i) 本校在校生又は卒業生の別学科への入学、もしくは本校在校生又は卒業生の 2 親等以内の血族又は配偶者の入学

(ii) 2 親等以内の血族または配偶者が複数名同時に入学する場合（学科・部は不問）

ただし、(ii) においてはいずれか 1 名の入学金のみの半額免除とし、入学金が異なる学科への同時入学の場合には、より安価な学科の入学金の半額を免除する。

2 前項において、免除条件に重複して該当する場合においても、減免の重複適用はしない。

3 本条第 1 項に定めるもののほか、学園理事会において特に認められた条件を満たす者には、納付金の減免を行うことができる。

4 本条第 3 項において、入学金全額免除の適用の場合にあつては、入学する意思を証する書面の提

出は求めるが、入学金を一旦前納することは求めないものとする。

- 5 本条第3項の学園理事会において特に認められた納付金減免制度の適用に当たっては、当該制度に係る細則に従うものとする。
- 6 納付金減免制度の適用条件を証するため必要があるときは、公的証明書の提出を要する。
- 7 経営環境その他の事情によりこの制度を改廃する場合には、学園理事会の決議を必要とする。

(納付金の返還)

- 第6条 入学金の返還については、前条第1項または高等教育の修学支援新制度に該当する場合を除き、これを返還しない。
- 2 授業料、実習費及びその他費用等（以下「授業料等」という）の返還については、休学の始期により、当該納付すべき金額の一部について次条により減額納付が認められている場合であって、既に全額を納めている場合に返還するものとし、その返還額は全額から次条第1項に掲げる納入金額を差し引いた額とする。
 - 3 高等教育の修学支援新制度の適応を受けた者で、かつ、本校の修学支援給付金支給制度の対象者である場合は、四国医療専門学校修学支援給付金支給要綱第3条に定める金額と、後期の納付金額とに差額が生じた場合においては、前期納付金額より差額分を返還する。

(休学、退学の場合の授業料等)

- 第7条 学則第43条に定める休学の場合の授業料等の納入金額は、休学の始期により次のとおりとする。

休学の始期	納付金の種類 (実習費は後期を除く)	納 入 金 額
通年（前・後期）： 4月1日～4月30日	授 業 料	20万円（前期10万円・後期10万円）
	実 習 費	—
	そ の 他 費 用 等	全額又は一部を納入：金額はその都度明示する
前期： 4月1日～4月30日 後期： 10月1日～10月31日	授 業 料	10万円
	実 習 費	—
	そ の 他 費 用 等	全額又は一部を納入：金額の詳細はその都度明示する
前期： 5月1日～5月31日 後期： 11月1日～11月30日	授 業 料	当該期に納付すべき当該納付金の3分の2相当額を納入
	実 習 費	当該期に納付すべき当該納付金の3分の2相当額を納入
	そ の 他 費 用 等	全額又は一部を納入：金額はその都度明示する
前期：6月1日以降 後期：12月1日以降	授 業 料	全額納入
	実 習 費	全額納入
	そ の 他 費 用 等	全額納入

- 2 学則第44条第1項に定める退学の場合の授業料等について、既に納付されたものについては返還しない。なお、休学のまま退学に至った場合には、休学時に納付した納入金額を当期に納付すべき納付額とすることができる。
- 3 前2項の規定を改廃する場合には、学園理事会の決議を必要とする。

(停学の場合の授業料等)

- 第8条 学則第44条第2項に定める停学の場合の授業料等の納入金額は、学則第42条第1項に定める金額のとおりとし、減免及び返還等の措置は講じない。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日一部改正）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日一部改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日一部改正）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日以前に入学した者については、第2条、第6条第2項及び第7条第1項の取扱いは、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月31日一部改正）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に入学した者については、第2条1項、同条第2項、第6条第2項及び第7条第1項の取扱いは、なお従前の例による。
- 3 第7条第1項の表中、（実習費は後期を除く）とあるが、平成30年4月1日の入学者にはこれを適用しない。

附 則（令和2年3月31日一部改正）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日一部改正）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 学費等納付金納入規程に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、四国医療専門学校（以下「本校」という。）学費等納付金納入規程第 5 条第 5 項の規定に基づき、納付金減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学金減免)

第 2 条 入学金の減免は、学費等納付金納入規程第 5 条第 1 項各号に定めるもののほか、別表 1 のとおりとする。

(授業料減免)

第 3 条 授業料の減免は、次の各号のとおりとする。

(1) 1 部（昼間部）及び 2 部（夜間部）の併修者のうち要件を満たす者：

別表 2 のとおりとする。

(2) 生活保護世帯、市町村民税所得割非課税世帯等の学生のうち要件を満たす者：

修学支援給付金支給要綱のとおりとする。

(3) 最終学年における原級留置者のうち要件を満たす者：

最終学年における原級留置者の授業料減免に係る取扱規程のとおりとする。

(事務)

第 4 条 納付金減免制度に関する事務は、学校事務局学務部学生支援課において処理する。

(細則の改廃)

第 5 条 この細則の改廃は、学校運営会議の議を経て、学校長の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 28 日一部改正）

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

減免要件	減免額	減免方法
1. 本校卒業生（卒業見込の者を含む。）が1部（昼間部）学科及び2部（夜間部）学科へ同時入学する場合であって、その学科が鍼灸学科及び柔道整復学科の場合	両方の学科の入学金を全額免除	入学する意思を証する書面の提出 （入学金の納付不要）
2. 本校卒業生（卒業見込の者を含む。）が鍼灸学科または柔道整復学科に入学する場合	入学学科の入学金を全額免除	入学する意思を証する書面の提出 （入学金の納付不要）

備考

- （1）学費等納付金納入規程第5条第1項の規定に従えば、本表1.の場合は一方の学科の入学金が全額免除に、2.の場合は半額免除となるが、特例として本表を適用する。
- （2）本表のうち1.については、令和4年度以前の入学者のみに適用する。

別表 2

減免要件	減免額	減免方法
1. 1部学科及び2部学科へ同時入学する場合であって、2部学科が鍼灸学科または柔道整復学科である場合	2部学科の年間授業料の3分の1を減額 （千円未満切り上げ）	後期授業料から当該減免額を減殺
2. 1部学科学生が2部学科の他学科に入学する場合であって、その学科が鍼灸学科または柔道整復学科である場合	2部学科の年間授業料の3分の1を減額 （千円未満切り上げ）	後期授業料から当該減免額を減殺
3. 本校卒業生（卒業見込の者を含む。）が2部学科に入学する場合であって、その学科が鍼灸学科または柔道整復学科である場合	年間授業料の3分の1を減額 （千円未満切り上げ）	後期授業料から当該減免額を減殺

備考

- （1）本表は令和4年度以前の入学者のみに適用する。

(3) 附属図書館利用規程

(目的)

第 1 条 この規則は、四国医療専門学校（以下「本校」という。）附属図書館図書管理規程第 7 条の規定に基づいて定める。

(開館時間)

第 2 条 四国医療専門学校附属図書館（以下「図書館」という。）の利用時間については、午前 8 時 30 分より午後 8 時 00 分までとする。

(休館日)

第 3 条 図書館は、次に掲げる日又は時間帯には休館する。

- (1) 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 夏期、冬期、春期の季節休業日
- (3) 創立記念日（10月25日）
- (4) 毎水曜日の午後 1 時 00 分より午後 3 時 00 分

(臨時休館)

第 4 条 附属図書館長（以下「館長」という。）は、必要と認めたときは、前 2 条の規定にかかわらず臨時に図書館を開館、閉館、休館することができる。

2 臨時に図書館を開館、閉館、休館するときは、あらかじめ公示する。

(施設)

第 5 条 利用に供する本校の施設は、次のとおりとする。

- (1) 図書館
- (2) その他館長が特に認めた施設

(利用者の範囲)

第 6 条 図書を閲覧できる者は次のとおりとする。

- (1) 本校の学生
- (2) 本校の教員（学外講師職員を含む。）
- (3) 本校の事務職員（パートタイマー、嘱託職員等を含む）、学園役員、評議員及び学園職員
- (4) その他館長が特に許可した者

(証明書等の提示)

第 7 条 図書を利用する者は、次に定める書類を提示しなければならない。

- (1) 前条第 1 号の利用者 学生証
- (2) 前条第 2 号及び第 3 号の利用者 所属及び氏名が確認できる書類
- (3) 前条第 4 号の利用者 住所及び氏名が確認できる公的証書

(館内規律)

第 8 条 図書館の利用者は、係員の指示に従うほか次の事項を守らなければならない。指示に従わない者に対しては、係員は、これを室外に退出させることができる。

- (1) 静粛であること
- (2) 乱雑、粗暴な服装行為を慎むこと
- (3) 図書、器具その他設備を汚損しないこと
- (4) 印刷物その他の物品を販売、配布しないこと
- (5) みだりに掲示、貼紙等をしないこと
- (6) 会合、集会等をしないこと
- (7) 喫煙、飲食はしないこと
- (8) その他利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと

(複写)

第 9 条 館長は、利用者より図書館の図書および資料の複写・複製の依頼を受けたときは、次の各号に掲げる場合に限り、これを許可することができる。

- (1) 学習または学術研究を目的とするとき
- (2) 著作権法に違反しないとき

2 前項の場合の複写・複製については有料とし、詳細は別に定める。

(館外帯出手続き)

第10条 第6条に掲げる者は、図書を借り受けて帯出することができる。

2 図書を帯出するには、希望する図書と第7条に定める書類を受付に提出し、所定の手続をしなければならない。

(館外貸出期間及び冊数)

第11条 帯出できる図書は、館長が特に許可した場合のほか一般図書のみとし、その冊数および期間は、1人1回につき2冊以内、貸出期間は15日以内とする。

2 長期休業中の貸出冊数および期間については別に定める。

(帯出図書の転貸)

第12条 帯出図書は転貸することができない。

(帯出図書の返納)

第13条 帯出図書は、借用期間中であっても点検・整理のため、館長の公示により、返納しなければならないときがある。

2 前項により中断された残存の借用期間は、無効とする。

(帯出の禁止)

第14条 帯出できない図書については、次のとおりとする。

- (1) 禁帯出のラベルを付した図書
- (2) 指定図書
- (3) 最新刊の雑誌
- (4) その他館長が帯出不可と認めた図書

(返却)

第15条 帯出図書については、返却期日まで第7条に定める書類を添え、返却しなければならない。

(返却の督促)

第16条 図書を帯出して期限までに返却しない者には、催促を発する。

2 催促を受け一週間を経過しても返却しない者には、一時図書館の利用を停止する。

3 前項の処置を受けてもなお返却しない者には、図書館の利用を禁止し、帯出図書の補償をさせる。

(学外者の利用)

第17条 学外者の利用については、別に定める。

(一般公開)

第18条 館長は、地域との交流を促進するため、必要に応じて、学校長と相談の上、単独にまたは、学校の企画事業等に併せて、一般公開することができる。

(弁償)

第19条 図書館の図書または設備等に損害を与えた者に対しては、館長はこれを弁償させるほか、図書館の利用を停止または禁止することができる。

(寄贈)

第20条 図書を寄贈しようとする者は、館長に書名、冊数、価格および住所、氏名を記入した書類を提出し、承認を得て現品を提供するものとする。

2 寄贈図書は、これを図書原簿に記入する。

3 寄贈を受けた図書には、寄贈者の氏名を記載し、その厚意を記念するものとする。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、学校運営会議の議を経て、学校長が承認するものとする。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日一部改正)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月15日一部改正)

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日一部改正)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（令和2年3月31日一部改正）
- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
附 則（令和4年12月13日一部改正）
- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。

(4) 表彰規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、四国医療専門学校（以下、「本校」という。）学則第 40 条及び第 47 条第 1 項の規定に基づき、本校における学生の表彰に関する必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 表彰は、本校に在籍する者に対して行うものとする。

(表彰の基準)

第 3 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 卒業時において、特に優秀な学業を修めたと認められるもの
- (2) 研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められるもの
- (3) 課外活動において、特に優秀な学業を修め課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- (4) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められるもの
- (5) その他前 4 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 4 条 前条各号のいずれかに該当する学生は、学科長が当該学科の学科会議の議を経て、推薦書により学校長に推薦することができる。

(表彰者の決定)

第 5 条 学校長は、前条の推薦に基づき、教務委員会及び教員会議の議を経て表彰する学生を決定する。

(表彰の方法)

第 6 条 表彰は、学校長は表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 7 条 表彰は、第 3 条第 1 号に該当する者については、原則として卒業証書授与式の日、第 2 号から第 5 号までに該当するものについては、表彰が決定された後、速やかに行うものとする。

(記録)

第 8 条 被表彰者は、学籍簿に記録する。

(公表)

第 9 条 学校長は、表彰を受けた学生を公表するものとする。

(事務)

第 10 条 学生の表彰に関する事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、学生等の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日一部改正）

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 懲戒に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、四国医療専門学校（以下「本校」という。）学則第 4 1 条及び第 4 7 条第 1 項の規定に基づき、学生の懲戒について、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「学科」とは、本校学則第 6 条に規定する学科をいう。

2 この規程において、「学生」とは、各学科学生をいう。

(懲戒の対象)

第 3 条 学校長は、本校学則第 4 1 条第 1 項に規定する次の各項及び各号に掲げる行為を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行う。

2 本校学則第 4 1 条第 1 項前段に掲げる行為

- (1) 本校学則又は本校のその他の規則に違反した場合
- (2) 素行が著しく不良で、改善の見込みがないと認められる場合
- (3) 学校の秩序を乱した場合
- (4) 近隣又は近隣住民その他に対し、迷惑となる行為をした場合

3 本校学則第 4 1 条第 1 項後段に掲げる学生の本分に反する行為

- (1) 刑罰法令に触れる犯罪行為又はその他の違法行為を行った場合
- (2) 医療倫理に反する行為を行った場合
- (3) 情報倫理に反する行為を行った場合
- (4) 暴力行為を行った場合
- (5) 試験等における不正行為を行った場合
- (6) 本校の教育活動等を妨害した場合
- (7) ハラスメント等の人権を侵害する行為を行った場合
- (8) 本校の名誉・信用を著しく失墜させた場合
- (9) 建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは不法占拠等を行った場合
- (10) 建造物又は器物の破損、汚損、不法改築等を行った場合
- (11) 前各号に準ずる不適切な行為及びその他学生としての本分に著しく違反した行為を行った場合

(懲戒の種類及び意義)

第 4 条 本校学則第 4 1 条第 2 項に規定する学生の訓告、停学及び退学とは、それぞれ次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 訓告 学生の行った当該行為を戒めて事後の反省を求め、その責任を確認し、その将来にわたってそのようなことのないよう、口頭又は文書により注意すること。
- (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止し、学生の権利を停止すること。
- (3) 退学 本校における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させ、学生の身分を失わせること。この場合、再入学は認めないものとする。

2 停学の期間は、無期又は有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学は、懲戒処分の量定に応じて数日から最大 6 か月以内の期間を付して命じる停学をいう。停学の期間は、在学期間に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、3 か月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

3 無期の停学の場合、当該学生の反省の度合い等を勘案の上、当該停学の解除の時期を決定する。ただし、当該解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して 6 か月以内とすることができない。

4 停学の期間には、本校の休業日を含むものとする。

5 当該学生の停学の期間中、当該学生の所属する学科は、当該学生に対して、指導に関する関係書類を作成し、面談等による教育的指導を行うものとする。

6 当該学生の停学の期間中、当該学生は、新たな履修登録等の手続きを行うことができない。

7 当該学生の停学の期間中、当該学生は、本校又は他の学校若しくは養成施設・養成所に入学を志願することができない。

(その他の教育的措置)

- 第 5 条 前条に定めるもののほか、当該行為を行った当該学生に対し、学校長が、懲戒の内容及び量定を勘案の上、必要と認めた場合は、嚴重注意を行うことができる。
- 2 嚴重注意は、訓告に至らないものであって、当該行為を嚴重に注意することをいう。
 - 3 嚴重注意は、口頭又は文書により行うものとする。
 - 4 諸手続き等については、第6条から第18条、第20条から第22条の規定を準用するものとする。

(懲戒の量定)

- 第 6 条 懲戒処分は、別表に定める懲戒処分に該当する標準に準拠し、次に掲げる事項を基礎に、行為者の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 当該行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の当該行為の有無
- (4) 本校及び社会に与える影響
- (5) 日常における生活態度及び当該行為後の対応

(悪質性及び重大性の判断)

- 第 7 条 悪質性及び重大性の判断は、次のとおりとする。
- (1) 悪質性については、当該学生の主観的態様、当該行為の性質、当該行為に至る動機等を勘案の上、判断するものとする。
 - (2) 重大性については、当該行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体的被害の程度、当該行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上、判断するものとする。ただし、当該行為による被害が、物的被害にとどまる場合であっても、当該物的被害が甚大なものである場合は、重大であると判断するものとする。

(事実の調査及び報告)

- 第 8 条 各学科長又は各教職員は、学生が第3条に該当する行為があったとき、又は、該当する行為を知ったときは、速やかに当該学科長、学務部長、学校事務局長及び副学校長を経由のうえ、学校長へ報告するものとする。
- 2 学校長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに当該学科長、学務部長、学校事務局長、副学校長及び関係教職員と協力し直ちにその状況の調査を指示し、事実確認を行う。
 - 3 当該学科長は、前項の事実を確認した場合は、速やかに、学務部長、学校事務局長及び副学校長を経由の上、学校長へ報告するものとする。

(学生懲戒審査委員会)

- 第 9 条 学校長は、前条の事実確認を行った後、本校学則第41条第1項及び本規程第3条に規定する懲戒の対象となる事実がある疑いが生じた場合は、速やかに、学校長の下に、「学生懲戒審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置して、事実関係を調査させるものとする。
- 2 第1項の調査にあたっては、当該学科長及びクラス担任教員等の立会いの下、当該学生からの事情聴取を行うとともに、当該学生に対し弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前項の弁明の方法は、弁明の機会を付与した日から7日以内に、審査委員会への出頭又は弁明書の提出を求めて行うものとする。ただし、当該学生が、審査委員会への出頭を正当な理由なく欠席し、又は弁明の機会を付与した日から7日以内に弁明書を提出しなかった場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。
 - 4 審査委員会は、本校教務委員会が所掌するものとし、委員長は教務委員会委員長とする。
 - 5 審査委員会は、必要に応じて、当該学科長及び関係教職員を参加させることができる。
 - 6 審査委員会が必要と認める場合は、専門家等第三者の出席を求めることができる。
 - 7 審査委員会委員長は、第1項の調査結果について、速やかに学校長へ「学生懲戒調査報告書」を作成の上、報告するものとする。

(謹慎)

- 第10条 審査委員会は、特に必要と認めたときは、学校長の了承を得て、当該学生を自宅謹慎させることができる。

2 自宅謹慎期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(懲戒処分の手続き)

第11条 学校長は、第9条第1項の調査結果の報告により、懲戒が相当と判断した場合は、懲戒の手続きを開始するものとする。

2 審査委員会委員長は、第9条第1項の調査結果に基づき、懲戒処分の要否及び内容についての懲戒処分の案を作成する。

3 懲戒処分を行うに当たっては、当該学科長及びクラス担任教員を経由の上、当該学生から、反省文を提出させるものとする。

(学校長への上申)

第12条 審査委員会委員長は、前条第2項において懲戒処分の案を作成したときは、速やかに学校長に上申する。

(陳述の機会)

第13条 学校長は、前条の上申があったときは、当該学生に対し陳述書の提出を求めるものとする。ただし、当該学生が、陳述書の提出を求めた日から10日以内に陳述書を提出しなかった場合は、陳述の機会を放棄したものとみなす。

(学生懲戒の再審査)

第14条 学校長は、前条の陳述書の提出があったときは、審査委員会において、当該学生の懲戒処分の要否及び内容について、再審査に当たらせるものとする。

(再調査)

第15条 学校長は、審査委員会での審査にあたり、事実関係の再調査が必要と認めたときは、審査委員会に再調査を指示することができる。

2 審査委員会委員長は、前項の指示に従って審査委員会の行った再調査の結果に基づき、懲戒処分案の修正案を作成する。

3 審査委員会委員長は、再調査の結果及び前項において懲戒処分の修正案を作成したときは、当該懲戒処分の修正案を、速やかに学校長に上申する。

4 前項の上申があった場合において、当該懲戒処分の修正案が、重大な修正を含むと認められるときは、第13条の規定を準用する。

(懲戒の決定)

第16条 学校長は、審査委員会の審議の結果を踏まえて、学校運営会議で審議の上、懲戒処分の必要があると認めるときは、懲戒処分を決定するものとする。

2 学校長は、前項の決定を行った場合は、その旨を当該学科長に通知するものとする。

(懲戒処分の告知)

第17条 懲戒処分の告知は、学校長が、当該学生に懲戒処分書を交付して行う。ただし、懲戒処分書の交付により難しい場合には、相当と認められる方法により懲戒処分の告知を行う。

2 学校長は、当該学生に対し懲戒処分を行ったときは、懲戒処分を受ける当該学生の保護者及び連帯保証人に、その旨を通知する。

3 学校長は、懲戒処分の通知をするときに、次に掲げる者を同席させることができるものとする。

(1) 副学校長

(2) 該当学科長

(3) クラス担任教員

(4) 学務部長

(5) その他学校長が指名した者

(懲戒処分の効力)

第18条 懲戒処分の効力は、前条により懲戒処分の告知を行った時点で生じるものとする。

(懲戒処分の期間)

第19条 懲戒処分の期間は、処分の効力が発生した日の翌日から起算して、暦日計算による。

(再審査請求)

第20条 懲戒処分を受けた当該学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分書を交付された日から起算して10日以内に、学校長に対し

て、「再審査請求書」により再審査を請求することができる。

(再審査委員会)

- 第21条 学校長は、前条の「再審査請求書」の提出があった場合は、再審査委員会を設置するものとする。
- 2 再審査委員会は、本校教務委員会が所掌するものとし、委員長は教務委員会委員長とする。
 - 3 再審査委員会は、必要に応じて、当該学科長及び関係教職員を参加させることができる。
 - 4 再審査委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
 - 5 再審査委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、再審査請求の却下を求める旨の進言を学校長に行う。
 - 6 再審査委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取消又は変更を求める旨の進言を学校長に行う。
 - 7 学校長は、前二項の進言を受けた場合は、その取扱いについて再審査請求を行った当該学生に通知する。

(再審査後の懲戒の決定、告知、効力及び期間)

- 第22条 再審査後の懲戒の決定、告知、効力及び期間については、第16条から第19条の規定を準用する。

(記録)

- 第23条 懲戒処分の概要は、学籍簿に記録する。

(停学の解除)

- 第24条 期限を定めない停学を行った場合において、停学を解除する必要があると認めるときは、当該学生の所属する学科長は、学科会議の議を踏まえて、学校長に上申するものとする。
- 2 学校長は、前項の上申があった場合において、当該学生の反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、学校運営会議の議を経て、相当と認めた場合は、停学を解除することができる。ただし、当該停学の開始の日から起算して6か月以内に停学を解除することはできない。
 - 3 停学の解除に関しては、第21条の規定を準用する。

(学籍異動)

- 第25条 当該学生から、審査委員会又は再審査委員会の設置後、懲戒処分の決定までの間に、退学の申出があったときは、この申出を受理しない。
- 2 休学中の当該学生が、退学又は停学となったときは、当該学生の休学を解除し、退学又は停学とする。
 - 3 停学中の当該学生から、休学の申出があったときは、この申出を受理しない。

(試験等の無効)

- 第26条 本校が実施する試験等において、不正行為を行った当該学生に対して、不正行為を行った試験等を無効とする。

(事務)

- 第27条 学生の懲戒に関する事務は、学校事務局学務部において処理する。

(雑則)

- 第28条 この規程に定めるものの他、学生の懲戒に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

(規程の改廃)

- 第29条 この規程の改廃は、学校運営会議の議を経て、学校長の承認を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前に調査を開始している学生の懲戒については、この規程にかかわらず、なお従前の規程による。
- 3 平成19年4月1日付で施行の「四国医療専門学校懲戒規程」については、令和3年3月31日付けで廃止する。

【別表】 第 6 条関係
懲戒処分に該当する標準

区分	行為の内容	処分の内容
学業等	本校学則又は本校のその他の規則に違反した場合	退学、停学又は訓告
	本校の秩序を乱した場合	退学、停学又は訓告
	素行及び性行不良で改善の見込みがないと認められる場合	退学、停学又は訓告
試験等不正行為	本校が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本校が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為を行った場合	停学
	本校が実施する試験等において、監督員の注意又は指示に従わなかった悪質な場合	
	本校が実施する試験等において、監督員の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
	研究活動等におけるデータの捏造又は無断使用を行った場合	停学
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	その他刑罰法令に触れる犯罪行為又はその他の違法行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	わいせつ行為、痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む）	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学又は停学
	情報倫理に反する行為を行った場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワーク等の不正使用を行った場合	退学、停学又は訓告
	SNSを利用した誹謗中傷などの行為を行った場合	退学、停学又は訓告
交通事故等	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、前方不注意、暴走運転等及びその幫助行為の悪質な交通法規違反の場合	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
非 違 行 為	本校の教育又は管理運営を妨害又は著しく妨げる暴力的行為等を行った場合	退学、停学又は訓告
	本校の名誉・信用を著しく失墜させた場合	退学、停学又は訓告
	医療倫理に反する行為を行った場合	退学、停学又は訓告
	本校の設置者が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠等を行った場合	退学又は停学
	本校の設置者が管理する建造物又は器物の破損、汚損、不法改築等を行った場合	停学
	本校学生及び教職員等に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等を行った場合	退学、停学又は訓告
	ハラスメントに当たる行為又は人権を侵害する行為をした場合	退学・停学又は訓告
	近隣又は近隣住民その他に対して、迷惑となる行為をした場合	退学・停学又は訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学・停学又は訓告
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	未成年者と知りながら飲酒を強要した場合	停学又は訓告
	その他不適切な行為及びその他学生としての本分に著しく違反した行為を行った場合	退学・停学又は訓告

(6) 修学支援給付金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市町村民税所得割非課税世帯の学生等に対し、授業料の負担軽減を目的として、学校の設置者が支給する奨学のための給付金（以下「給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象者)

第 2 条 給付金の支給申請の対象となる者は、支給申請を行う年度の 7 月において次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 当該年度に入学した四国医療専門学校^{（注）}の学生であること。ただし、第 2 学年以上の者にあつては、第 6 条第 2 項または第 3 項に該当する場合を除き、前年度に当該給付金の受給者であつた者に限る。
- (2) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）に基づく高等教育の修学支援新制度の対象者でないこと。
- (3) 次に掲げる世帯のいずれかに属すること。
 - ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が措置されている世帯
 - イ 申請する前年の税額控除前の個人住民税所得割額が非課税である世帯
 - ウ 申請する前年の税額控除前の所得税額が非課税である世帯

(給付金の支給額等)

第 3 条 給付金はその額は以下のとおりとする。

学 科 名	支 給 額
昼間部学科	300,000 円
夜間部学科	200,000 円

2 支給の回数は、入学学科の修業年限分の回数を上限とする。

(給付金の支給申請)

第 4 条 給付金の支給を受けようとする者は、入学年度より各受給年度において学校長の指定する日までに、給付金受給申請書を学校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の属する世帯全員が記載された住民票
- (2) 第 2 条第 3 号アに掲げる世帯については、生業扶助の措置状況が確認できる書類
- (3) 第 2 条第 3 号イに掲げる世帯については、申請者等世帯全員の税額控除前の個人住民税所得割額が非課税であることを証明する書類
- (4) 第 2 条第 3 号ウに掲げる世帯については、申請者等世帯全員の税額控除前の所得税が非課税であることを証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校長が必要と認める書類

(給付金の支給決定)

第 5 条 学校長は、前条の規定による申請があつたときは、給付金の支給の要件について審査し、支給を決定したときは給付金支給決定通知書により、不支給を決定したときは給付金不支給決定通知書により当該申請した者に対し通知するものとする。

(給付金の支給及び停止)

第 6 条 給付金の支給は、年 1 回 10 月に後期授業料と相殺する形で支給を行うものとする。

- 2 進級判定において原級留置となつた場合、次学年に進級する年度まで給付を停止する。
- 3 休学の始期が 11 月以前の場合、当該年度の給付を停止する。
- 4 年度内の 10 月以前での退学が決定した場合、以降の給付を停止する。
- 5 訓告・停学・除籍が決定した場合、以降の給付を停止する。

(給付金の支給制限)

第 7 条 本制度と国、地方公共団体またはその他の団体等の修学支援制度等との重複適用を受けた場合で

あって、その減免額等の総額が当該申請者の当該年度の授業料額を超えた場合においては、第3条第1項の規定にかかわらず、その超過額については支給しないものとする。

2 前項において、学校長は当該申請者にその旨を通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 学校長は、申請者が虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けていたことが判明した場合は、給付金の支給の決定を取り消すものとする。

2 学校長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を当該申請者に通知する。

(給付金の返還)

第9条 学校長は、前条の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、既に給付金を支給しているときは、期限を定めて、支給した額の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第10条 前条の規定により給付金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた納付金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を学校に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、給付金の支給の決定を取り消された者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。

3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏(うるう)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第11条 第9条の規定により給付金の返還を命ぜられた者が、学校長が指定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を学校に納付しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月1日一部改正)

1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日一部改正)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月13日一部改正)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日一部改正)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条第1号、同条第2号及び第3条第1号の規定は令和5年4月1日以降の入学者に適用し、同年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

(7) 授業料等納付金滞納者に係る除籍及び復籍に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、四国医療専門学校学則（以下、「学則」という。）第 26 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項に定める授業料その他の納付金（以下、「納付金」という。）滞納者に係る除籍及び復籍について、必要な事項を定めるものとする。

(除籍日)

第 2 条 除籍日は、本規程に基づき、学校長が定める日とする。

(除籍手続)

第 3 条 学校事務局は、納付金の納付期限を過ぎたときは、延納願の提出者及び学費等納付金納入規程第 3 条第 4 項に該当する者を除き、滞納者及びその連帯保証人に対して、文書により納付金の督促を行う。

2 前項の督促に応じない場合において、学校事務局職員は、滞納者の在籍する学科の学科長及び担任等と連携を図りつつ、滞納者及びその連帯保証人に対して、文書、電話連絡または面談等の手段を用いて納付金の納付について複数回の督促を行う。なお、延納が許可された場合において、その納付期限を過ぎても納付がないときも同様とする。

3 前項の督促を再々行っても納付金の納付がないときは、学校事務局職員は、学校長へ報告をしなければならない。

4 学校長は、前項の報告を受け、納付金の納付期限を前期分については当該年度の 9 月末日、後期分については当該年度の 3 月末日と定めたうえで、滞納者及びその連帯保証人に対し、期日までに納付金の納付がないときは除籍に向けた手続を行う旨の予告通知を発する。

5 学校長は、前各号の手続を行ってもなお納付金を納付しないときは、学校運営会議及び教員会議を招集し、除籍の是非を諮るものとする。

6 学校長は、前項の会議の議を経て除籍を決定したときは、除籍の通知を当該滞納者に送付するとともに、当該通知の写しを連帯保証人に送付する。

(復籍の取扱)

第 4 条 学校長は、除籍した者から復籍の願い出があったときは、学則第 26 条第 2 項の規定に基づき、復籍を許可することができる。

2 復籍の許可にあたっては学校運営会議及び教員会議の議を経るものとし、復籍を決定したときは当該学生及びその連帯保証人に対し復籍の通知をする。

3 復籍の時期は学期の始めとする。

4 復籍した学生の復籍後の在籍期間は、除籍前の在籍期間に通算する。また、単位については、学費の滞納期間以前に取得した単位を認定する。

(復籍の制限)

第 5 条 第 3 条の規定により除籍した者が、復籍後に同条の規定により再び除籍となったときは、その後の復籍は認めない。

(事務)

第 6 条 納付金滞納者に係る除籍及び復籍に係る事務は、学校事務局学務部学生支援課が処理する。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、納付金の滞納による除籍及び復籍の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、学校運営会議の議を経て、学校長の承認を必要とする。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 28 日一部改正）

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(8) 諸料金等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、四国医療専門学校（以下「本校」という。）における手数料等の諸料金について定めるものとする。

(手数料等)

第 2 条 本校が発行する諸証明書等の発行手数料、追試験・再試験の受験許可願手数料及び補講料については、別表 1 のとおりとする。

2 これによりがたい場合は、学校長が上申し、理事長の承認を得るものとする。

(事務)

第 3 条 諸料金等に関する事務は、学校事務局学務部学生総合窓口において処理する。

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、学校運営会議の議を経て、学校長の承認を必要とする。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

各種手数料一覧表

1. 証明書発行手数料

	証明書の種類	手数料
1	在籍証明書	100 円
2	卒業見込証明書	100 円
3	卒業証明書	100 円
4	成績証明書	300 円
5	在籍証明書（英語表記）	300 円
6	卒業見込証明書（英語表記）	300 円
7	卒業証明書（英語表記）	300 円
8	成績証明書（英語表記）	500 円
9	学生証再発行	200 円
10	国家試験受験資格取得見込証明書	100 円
11	実習証明書	100 円
12	在寮証明書	100 円
13	居住証明書	100 円
14	健康診断書	100 円
15	勤労学生証明書	100 円
16	称号（専門士・高度専門士）授与証明書	100 円
17	称号（専門士・高度専門士）授与見込証明書	100 円
18	その他外部様式での証明書	100 円

2. 受験許可願手数料

1	追・再試験受験願	1,000 円/科目
---	----------	------------

3. 受講許可願手数料

1	補講受講許可願	10,000 円/コマ（90 分）
---	---------	-------------------

4. 再実習手数料

1	再実習願（看護学科のみ）	5,000 円/日
---	--------------	-----------

5. その他

1	推薦書	100 円
2	過年度授業概要（シラバス）	500 円

(9) 駐車場利用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、四国医療専門学校（以下「本校」という。）における駐車場の適正な利用及び駐車場の管理等に関し必要な事項を定める。

(管理者)

第 2 条 駐車場の管理者は、本校の学校長とする。

(利用の方法)

第 3 条 本校の駐車場を利用できる者は、本校の学生並びに本校に用務等で来校する者（以下「利用者」という。）とする。

2 本校の駐車場の利用者は、本校が定める所定の手続により許可を受けなければならない。

(駐車料金と納入時期)

第 4 条 駐車料金及びその納入時期は別表のとおりとし、原則として月賦納付は認めない。

(駐車許可証等の交付)

第 5 条 前条に基づき駐車を許可した者に対しては、駐車許可証を交付し、利用者は、駐車許可証を車外から確認できる場所に提示しなければならない。

2 許可した者に対しては、駐車位置を指定する。

(遵守事項)

第 6 条 構内においては、本校が定める構内交通ルールを遵守し安全運行に心がけるものとする。

(禁止行為)

第 7 条 利用者は、駐車場で次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐車場内を汚損し、又はき損すること

(2) 他の自動車の駐車を妨げること

(3) 駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること

(臨時の規制)

第 8 条 緊急事態又は本校の行事等のために必要な場合は、臨時の規制措置を行うことができるものとする。

(事故の処理責任等)

第 9 条 構内の駐車場等において交通事故を起こした場合は、すべて運転者の責任において処理するものとする。

2 前項の場合において利用者は、損害の大小にかかわらず、速やかに学校事務局学務部学生支援課に事故の概要を届け出るものとする。

(本校の免責)

第 10 条 本校は、駐車中に生じた車輛の盗難、損傷等について一切の責任を負わない。

(事務)

第 11 条 学生の駐車場に関する事務は、学校事務局学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、学校運営会議の議を経て、学校長の承認を必要とする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月26日一部改正）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月6日一部改正）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月14日一部改正）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日一部改正）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

学 科	駐車可能時間	駐車料金 (年額)	駐車場・支払方法
鍼灸マッサージ学科 鍼灸学科 1 部 柔道整復学科 1 部	10:10～16:40	1 年間 31,200 円	<u>3 号館前駐車場</u> 年間一括納入または 前期・後期の 2 回分割納入 年間一括および 前期分：6 ヶ月分 納期：4 月末まで 後期分：6 ヶ月分 納期：10 月末まで
鍼灸学科 2 部 柔道整復学科 2 部	17:20～22:30	1 年間 25,200 円	
併修者 通し貸し駐車希望者	10:10～22:30	1 年間 39,600 円	
理学療法学科 作業療法学科 看護学科	8:30～16:40		
全学生対象	8:30～22:30	無 料	県立丸亀病院横無料駐車場 学校より徒歩約 10 分
			土器寮横駐車場 (利用可能台数及び利用要件は 別に定める。)

(10) 課外活動に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、四国医療専門学校（以下「本校」という。）の学生が、将来医療分野において、また社会人として有能な人材となるために、学術活動、文化活動、体育活動及び社会貢献等の課外活動等を行う上で、必要な事項について定める。

(同好会の届出)

第 2 条 本校学生は、本校の名のもとに同好会として課外活動を行う場合は、次の各号に掲げる事項について、毎年4月の所定日、または後期より新たに活動を行う場合にあっては、9月の所定日まで、本校（学生総合窓口）に届出なければならない。

- (1) 同好会名
 - (2) 活動目的
 - (3) 設立理由
 - (4) 活動内容
 - (5) 活動場所
 - (6) 代表者名
 - (7) 会員名簿（原則5人以上）
 - (8) 前各号のほか本校が必要と認める事項（会計収支予算書案：会費等を集めて活動する場合）
- 2 本校は、届出のあった同好会について、学生生活委員会及び教員会議に諮り同好会として登録する。ただし、第1条の趣旨に明らかに反すると認めた場合には、届出を受理しないことができる。

(公認サークル)

第 3 条 前条第2項の本校に登録された同好会のうち、第5条に定める要件を満たしたものを公認サークルとする。

- 2 前項に規定する公認サークルは、別表のとおりとする。
- 3 公認サークルの承認は、教員会議の議を経て学校長が行う。
- 4 公認サークルの公認期間は、7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。
- 5 公認サークルは、毎年4月の所定日までに、本校（学生総合窓口）に継続届を提出するものとする。
- 6 公認サークルが、学外施設において、宿泊、遠征その他の活動を行う際は、事前に本校（学生総合窓口）に合宿・遠征届を提出するものとする。
- 7 公認サークルを解散したときは、速やかに本校（学生総合窓口）に届け出なければならない。
- 8 公認サークルが、法令または本規程その他の本校の規程に違反したときは、公認を取り消すことがある。公認の取り消しは、教員会議の議を経て学校長が行う。

(顧問)

第 4 条 同好会の顧問は、原則置かない。公認サークルの顧問は、本校の専任教員、または専任職員でなければならない。ただし、研究を目的とするサークルにあっては、専任教員でなければならない。

- 2 専任教員、または専任職員が顧問となることができるのは、1つの公認サークルのみとする。
- 3 公認サークルの顧問の委嘱は、学校長が行う。
- 4 公認サークルの顧問の任期は、7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 公認サークルの顧問は、公認サークルの活動内容を把握し、適切な指導を行う。
- 6 事故等が発生した場合、公認サークルの顧問は、本校と連携し、問題解決のための対応に協力する。

(同好会及び公認サークルの要件等)

第 5 条 第2条及び第3条に規定する同好会及び公認サークルとなるためには、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 活動の趣旨が明確であり課外活動の意義に沿っていること。
- (2) 活動が、本校学生の自主的・主体的な運営によって行われていること。
- (3) 活動が、本校学生の生命に危害を及ぼす恐れがないこと、宗教的・政治的な活動でないこと、自由な活動及び教育を受ける権利を侵していないこと。

- (4) 公認サークルにおいては、本校の教職員が顧問となっていること。
- (5) 本校学生のみで、原則5名以上の構成員があること。
- (6) 設立する同好会名で、学内外での活動実績が1年間以上あること。
- (7) 会費を徴収している場合は、領収書を添付した1年間以上の会計収支報告書があること。
- (8) 会長、副会長、事務局長及び会計担当者を1人ずつ置いていること。
- (9) その他本校が必要と認める事項が備わっていること。

(便宜供与)

第6条 同好会及び公認サークル並びに本校が特に認めた者及び団体(以下「同好会及び公認サークル等」という。)は、次の各号に定める便宜供与を受けることができる。供与の内容については、別に定める。

- (1) 教室、設備、物品及び施設等の利用
- (2) 新規会員募集活動等での場所等の利用

(損害賠償)

第7条 同好会及び公認サークル等に所属する者が、故意または過失により、本校の教室、設備、物品及び施設等を汚損または損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 本校は、事情によっては、前項の賠償額を減免することができる。

(懲戒等)

第8条 同好会及び公認サークル等に所属する者が、本規程に違反したときは、第6条に定める便宜供与を停止し、または本校学則第41条の規定により、懲戒処分に付することができる。

(ロゴ等の使用について)

第9条 同好会及び公認サークル等の広報や活動にあたって、本校のロゴ等を使用する場合は、本校(学生総合窓口)へ届出を行い、許可を得るものとする。

(事務)

第10条 課外活動に関する事務は、学校事務局学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるものの他、学生の課外活動に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学校運営会議の議を経て、学校長の承認を必要とする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月26日一部改正)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月28日一部改正)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 公認サークル

1	柔道部
2	卓球部

(注)

※20ページ以降の各々の規程等は、令和5年3月末日現在のものです。もし、4月1日以降に改廃があった場合には、掲示板への掲示またはその他の方法により、お知らせします。

7 事務関係の注意事項

(1) 事務に係る業務について

原則として本館2階の「学生総合窓口」にて対応します。また、一部業務については、各学科教員にて対応します。それぞれの対応窓口は次のとおりです。

対応窓口	内 容	備 考
学生総合窓口	学生証に関すること	再発行（※）、仮学生証の発行
	証明書の発行に関すること	在籍・成績・卒業（見込）証明書 学割、通学証明書等
	住所、連絡先の届出に関すること	変更届、 連帯保証人・保証人変更届等
	学生用ロッカーの利用に関すること	鍵の一時貸出、紛失時の再発行
	駐車場の使用申込、支払に関すること	駐車許可願
	駐輪場の利用に関すること	駐輪場使用届
	追・再試験受験の手続きに関すること	追・再試験受験願、受験料の納付
	奨学金に関すること	
	学生保険に関すること	
各学科教員	運動用具等の貸出に関すること	施設・備品使用届
	授業・試験に関すること	
	休学、退学等に関すること	休学願、復学願、退学願等
	遅刻、欠席等に関すること	遅刻届、早退届、欠課届、欠席届等
	教室、実技室、施設等の使用に関すること	
	聴講の手続きに関すること	
各校舎窓口	学生生活に関する相談	
各校舎窓口	学生の遺失物に関すること	
学園事務局	学生寮に関すること	学生との連絡窓口は 管理人または学生総合窓口

※連帯保証人・保証人が変更になる場合は、速やかに学生総合窓口に届け出てください。

(2) 学生総合窓口について

1) 学生総合窓口の受付時間は、午前8時30分～午後8時00分です。

ただし、土・日、祝日、年末年始等は除きます。

※季節休業（春・夏・冬期休業）及び学校行事等に伴い、休業または業務時間が変更となる場合があります。その際には事前に別途お知らせします。

2) 主要な各種証明書の受付及び交付は、次のとおりです。

※その他の証明書等については、学生総合窓口にて「諸料金等に関する規程」を参照してください。

証明書の種類	交 付 日	手数料
在籍・卒業（見込）証明書	申請日の翌業務日（午後2時以降）	100 円
成績証明書	申請日の3 業務日後	300 円
在籍・卒業（見込）証明書〈英語表記〉	申請日の3 業務日後	300 円
成績証明書〈英語表記〉	申請日の5 業務日後	500 円
学生証の再発行（※）	申請日の翌業務日	200 円
通学証明書	申請日の翌業務日（午後2時以降）	無料
実習用通学証明申請書	公共交通機関承認後の発行（1 ヶ月程度）	無料
学生生徒旅客運賃割引証	申請日の翌業務日（午後2時以降）	無料

・学割が利用できるのは乗車区間が片道 101 km以上で、有効期間は発行日より3 ヶ月です。

（注）卒業証明書、成績証明書の発行について、交付日及び手数料の規定は、卒業者にも適用します。

（※）学生証の再発行は、令和4 年度入学以前の学生（カード型学生証）のみ

3) 各種追試験・再試験の受験許可願手数料及び補講料については、次のとおりです。

	手 数 料
追・再試験受験願	1,000 円/科目
補講受講許可願	10,000 円/コマ (90 分)
再実習願	5,000 円/日

(3) 自動車、二輪車通学について

- 1) 本校には、自動車通学する学生のための専用駐車場が用意されています。駐車場は有料と無料がありますが、有料・無料にかかわらず駐車場利用については事前に申請が必要です。駐車場の利用を希望する学生は、「駐車許可願」を学生総合窓口へ提出してください。
- 2) 駐車場利用が許可された学生には、「駐車許可証」を発行します。また、許可期間は当該年度限りです。なお、通学手段の変更等特別な理由がない限り、途中解約は認めません。駐車中は常に「駐車許可証」を運転席側フロントガラス内側に提示して下さい。
- 3) 自転車やバイクの二輪車通学については、事前に届出をして決められた駐輪場域内に整列駐輪してください。なお、自賠責保険等未加入の自転車およびバイク、防犯未登録の自転車、改造車のバイクについては駐輪場の使用を認めません。
- 4) 自動車及び二輪車の通学利用についての詳細は、「駐車許可願」及び「駐輪場使用届」に記載しています。
- 5) 詳細については、学生総合窓口にて「駐車場利用規程」を参照してください。

《違法駐車、無許可駐車、騒音について》

学校及び学生寮等学校施設周辺の道路や商業・医療施設等の私有地に駐車をする者がいます。また、エンジンの空ふかしや急発進、一旦停止の不履行など、これらの件では時期を問わず学校に苦情が寄せられています。もし、本校の学生が違反等の該当者であった場合、学則及び懲戒規程により懲戒の対象となります。

さらに、校地内や学生寮への駐車についても、許可車両以外は一時駐車も含め許可していませんので、懲戒の対象となります。

(4) 附属図書館について

附属図書館は、本館の2階及び3階にあります。2階は閲覧スペース、3階は自習スペースとなっています。本校の学生であればどなたでもご利用いただけます。積極的にご利用ください。

(5) 視聴覚教室について

視聴覚教室は本館3階にあります。教員立会いの下での使用になります。利用方法については教員の指示に従ってください。なお、室内での飲食及び携帯電話の使用は禁止です。

(6) 校内パソコン（視聴覚教室、附属図書館）の使用に際しての禁止事項について

校内パソコン本体へのソフト等のダウンロードや個人ファイルの保存は禁止とします。よって、作成したファイルは個人記録用メディア（USBフラッシュメモリ等）に保存してください。なお、視聴覚教室のパソコンは授業以外での使用は禁止です。また、他の校内パソコンについても、学業以外での使用は禁止です。

(7) コピーサービスについて

本館2階学生総合窓口前（附属図書館前）において有料で利用できます。

(8) 教室、実技室等の利用、備品の使用について

「施設・備品使用届」を提出し、承認を受けてから利用・使用してください。なお、各校舎（学科）で対応が異なりますので注意してください。

(9) 掲示による通知・連絡について

学校からの通知・連絡は、主に掲示板への紙媒体の掲示により行います。毎日登下校の際、必ず掲示板を見て掲示文書の内容を確認してください。掲示した事項は、既に周知したものとして取扱います。掲示文書の見忘れ、見落としにより不利益が生じて、その学生自身の責任となりますので注意して

ください。掲示内容について質問や疑問があれば、担当窓口にお問い合わせください。また、内容によってはメール、SNS等で連絡する場合がありますので必ず確認するようにしてください。

(10) 事故、ケガ、施設等の破損時等の対応について

本校では、学生生活における万一の事故・傷害に備えるとともに、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した場合などにおける補償のため、全学生を対象に学校で一括して共済保険に加入しています。事故によりケガをした時、誤って学校の施設や備品を破損してしまった時、他人に損害を与えた時は、速やかに学校（担任または教員）へ連絡し、その内容を報告してください。所定の手続き後、共済保険より、一定額の共済金が支払われます。

※事故の内容や条件によっては、共済金支払いが適用されない場合があります。補償内容の詳細については、配布している資料をご覧ください。

(11) 保健室の利用について

5号館1階に保健室があります。体調不良時などには各号館の教務に連絡の上、利用してください。

(12) カウンセリング（相談）について

学生のこころの健康をサポートし、より快適な学生生活を送ってもらえるよう、スクールカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングを行っています。希望される方は、専用HPへアクセスし予約を行ってください。

URL : <https://goo.gl/vjspNJ> Eメールアドレス : soudan@459.ac.jp

予約サイト
QRコード



(13) 慶弔見舞金について

「学校法人大麻学園慶弔見舞金規程」により、以下に該当する場合、慶弔見舞金を支給します。該当する場合は担任まで申し出てください（ただし、それを証明する書類等の提出が必要です）。

結婚祝金	10,000 円	災害見舞金 家屋全焼・全壊・全流失	10,000 円
入院見舞金 (入院7日以上)	5,000 円	家屋半焼・半壊・半流失 またはこれらに準ずる被害	5,000 円
弔慰金・本人の死亡 (遺族に支払われます)	30,000 円		
弔慰金・家族の死亡 (配偶者・実父母・子)	10,000 円		

(14) その他

1) 学生証の携帯について

学生証は、学校内においては常時携帯してください。また、試験に際しては、必ず学生証を携帯してください。学生証を忘れた場合には試験を受ける前に学生総合窓口へ申し出て仮学生証の交付を受け、これに代えてください。

※仮学生証は当該試験期間中1回（本試験・追再試験・卒業試験ごとに各1回）のみ発行し、かつ当日のみ有効です。なお、看護学科については、教科ごとに随時試験を行うため、「試験期間」という概念がありませんが、「前期」と「後期」で区分して、他学科と同様の扱いとします。

学生証を紛失した際には、速やかに学生総合窓口へ申し出て再発行の手続きを行ってください。

なお、各種証明書発行時に職員が提示を求めたり、通学定期の購入や学割の使用時に、公共交通機関等から提示を求められることがあります。

2) 文書等提出時の諸注意

各種届出、願等の提出に際し、文字を訂正する場合、修正液、修正テープ等の使用は認められません。必ず訂正印を押印してください。

また、文書により押印が必要なものがありますが、拇印やサインでは無効ですので注意してください。

なお、提出期限のあるものは、必ずそれを守るようにしてください。

3) 拾得物・遺失物について

校舎内で忘れ物や落とし物を拾った場合、または無くした場合は、すみやかに各校舎窓口または学生総合窓口へ届け出るようにしてください。拾得物は、一定期間（1ヶ月間）各窓口で保管しますが、

その後は廃棄しますのでご注意ください。

4) ロッカーの使用について

更衣室内のロッカーは施錠できるようになっていますので、各人に鍵をお渡しします。

もし、ロッカー鍵を紛失した場合には、速やかに学生総合窓口に届け出てください。作成費用をいただきます。なお、ロッカー鍵は卒業時または休・退学時には必ず返却してください。

5) 掲示物について

学校または学園が掲示している掲示物をはがしたり破ったりすることは禁じます。

また、学生から学校内に掲示したい文書があるときは学生総合窓口まで申し出て承認を得てください（掲示は学校が行います）。なお、無断で掲示板や教室内に掲示しないようにしてください。

6) 個人情報の開示について

在校生、卒業生及び教職員（非常勤講師を含む）の住所・連絡先等については、本人の了解がない限り、個別にお教えすることはできません。

7) 学生ホールについて

学生ホールは、福利厚生施設です。自習室、談話室、食堂としての使用が可能です。

開館時間は、午前8時30分～午後7時30分です。ただし、土・日曜日及び祝日は休館です。

また、春・夏・冬期休業中、試験期間中等については、開館時間を短縮することや休館することがありますので、ご注意ください。また、学生ホール前の駐車場は、学生ホールの利用者であっても、60分以上の駐車は認めませんので注意してください。

※以上の内容が変更になる場合には、予め掲示板等に掲示してお知らせします。

8 学生生活および校内における注意事項

- (1) アルバイトについて
学生アルバイトについて特に制限はありませんが、無資格者が施術所等で施術することは禁じられています。全国的に取締りが強化されており、そのような行為をすることにより、国家試験受験資格を失うこともあります。施術所等からのアルバイトの求人についても、受付や助手などの業務のみ案内しています。医療職を目指すものとして自覚を持って行動して下さい。
- (2) 飲酒・喫煙について
指定された校舎外喫煙所以外は、敷地内すべて（駐車場も含む）禁煙です。学校の内外を問わず、良識ある社会人として、喫煙マナーを守りましょう。なお、20歳以上でなければ喫煙することはできません。飲酒についても同様です。20歳未満の喫煙、飲酒は法律で禁じられています。
- (3) 悪徳商法等について
主に若年者を狙う悪徳商法（資格商法、アポイントメント商法、キャッチセールス、マルチまがい商法、偽の通信販売サイト等）やローン・クレジットトラブルが増えています。甘い誘いには十分注意し、もし困った時には教職員に相談してください。
- (4) 携帯電話等の取り扱いについて
教職員の指示に従い、授業・試験時には電源を切るなど、自身の学業や他の人の妨げとならないようにしてください。また、学校施設内の電源から個人の携帯電話等に充電することは禁止しています。また、無断で人物等を撮影したり、顔や姿が写っている写真をインターネット上に掲載したりすることは、様々な権利の侵害や条例違反に該当したり、位置情報から個人を特定されたりする危険があるので十分に注意してください。
- (5) 生活上の注意について
ひとり暮らしを始めた学生は、生活リズムが不規則になり、外食が多くなることで栄養のバランスも崩れがちです。各自で体調管理をしっかりと行ってください。
- (6) 校内活動について
校内において、宗教活動、販売・営業活動、出店等学業の妨げになることは禁じています。
- (7) 本校関係者以外の校内への立ち入りについて
友人・知人など本校関係者以外の校内への立ち入り（招き入れ）を禁止します（学生ホールを除く）。家族や保証人については、教員または職員の承諾を得てから招くようにしてください。
- (8) 持ち物の保管、管理等について
個人の持ち物は、自分で管理し、教室や更衣室内に放置しないようにしてください。貴重品は必ず携帯してください。
- (9) 土足の禁止、下足箱の使用等について
校舎内は、土足禁止です。校舎に入る時は必ず上履きに履き替え、下足は定められた下駄箱に置いてください。トイレを使用する場合も、専用スリッパへの履き替えをお願いします。
- (10) 職員室への入室について
入室の際は、「失礼します」とひと声かけ、承諾を得てから入室するようにしてください。試験期間中など入室を制限する場合があります。その他、必要のない場所への立ち入りを禁止します。
- (11) 冷暖房の設定温度について
本校では環境省の地球温暖化対策であるクールビズ・ウォームビズに従って、期間中、冷房時は28℃、暖房時は20℃に空調温度を設定します。ご理解とご協力をお願いします。

9 ハラスメントについて

◇ハラスメント防止のために

四国医療専門学校は、学生のみなさんと教職員によって構成されているコミュニティです。勉強や生活の安全を脅かすハラスメントのない健全な環境を作りましょう。

◇ハラスメントとは？

ハラスメントとは「いじめ」や「嫌がらせ」に該当する言葉です。本校ではセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメントをハラスメントと定義しています。なお、ハラスメントは、学校の内外、修学時間の内外を問いません。例えば、サークル活動、飲み会での言動等も含まれます。

◆セクシュアル・ハラスメントとは？

セクシュアル・ハラスメントとは、修学する上での関係において相手の意に反する性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えること等をいいます。なお、セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、その言動を意図して行ったか否かではなく、基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうか、判断の基準になります。

【具体例】

- ・容姿や身体的特徴を話題にする
- ・聞くに堪えない卑猥な冗談を交わす。
- ・性的な経験や性生活について質問する。
- ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、メール等を送る。
- ・相手の身体を執拗に眺め回したり、目で追ったりする。
- ・食事やデートにしつこく誘う。
- ・性的な関係を強要する。
- ・「女に仕事を任せられない」「男のくせに根性がない」等の発言をする。

◆アカデミック・ハラスメントとは？

アカデミック・ハラスメントとは、本校の構成員（教職員、非常勤講師等）が優越的地位を不当に利用して、相手の修学上の権利を侵害する言動や人格を辱める言動をいいます。

【具体例】

- ・正当な理由なく、文献・図書や機器類等を使わせない。
- ・正当な理由なく、就職等に必要な推薦書を書かない。
- ・修学に支障が出る程度に教育的指導を行わない。
- ・常識的に不可能な課題達成を強要する。
- ・成績の不当な評価を行う。
- ・学生が持ってきた提出課題等を受けとらない、破り捨てる、きちんと読まない。
- ・他人の目が行き届かない状況で個人指導を行う。
- ・「放任主義だ」と言って、指導やアドバイスもしない。

◆その他のハラスメントとは？

その他のハラスメントとは、上述のセクシュアル・ハラスメントとアカデミック・ハラスメント以外の人権を侵害する不適切な言動をいい、例えば、教員・先輩などの優先的地位に関係なく、学校内外で言葉や態度による長期的な「いじめ・嫌がらせ」によって精神的、肉体的苦痛を与えたり、本人の意思に反する行為の強要等により自由を阻害することなどをいいます。

◇学生生活とハラスメントの関係

ハラスメントは、学校という環境では、教員と学生の間で起きる場合が多いのですが、クラス、サークル等、学生同士の共同生活の場でも、先輩と後輩の間でも起こります。セクシュアル・ハラスメントは男性から女性に対して行われる場合が多いのですが、女性から男性に、また同性に対して行われる場合もあります。アカデミック・ハラスメントは、学生間においても発生することがありますが、特に教員と学生、先輩と後輩といった権力関係の中で、多く発生します。学生のみなさんには、学校

の中で幅広い人間関係を築いて実りある学生生活を送っていただきたいと思います。そのためにも相手を対等な人間として見ることなく差別したり、精神的打撃を与えたりするようなハラスメントは、絶対にあってはなりません。学校における人間関係は、平等な関係を前提とし、互いに相手の立場を重んじることを目的としています。みなさんは、ハラスメントの被害者にも加害者にもなることなく、豊かな人間関係を培ってください。

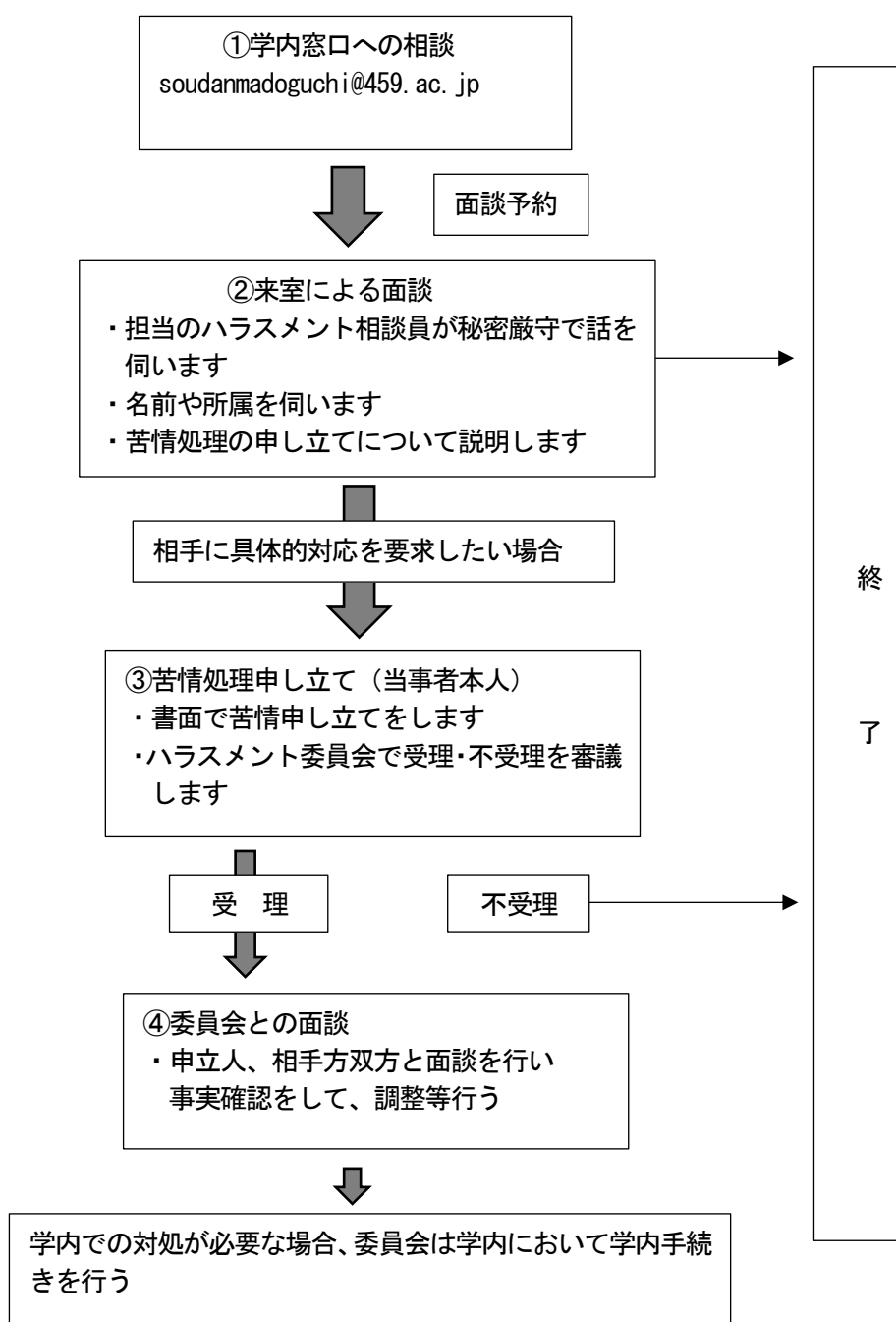
◇ハラスメントをしないために気をつけること

日頃から、相手の立場を尊重した言動を心がけ、相手の人格を尊重する。
社会においては、お互いが対等で大切なパートナーであるという意識を持つ。
相手との良好な人間関係ができていると、勝手な思いこみをしない。
特にセクシュアル・ハラスメントの受け止め方には個人差があり、受け手の判断が重要となります。
例えば、親しさを表すつもりの方の言動であっても、そのことが相手を不快にさせてしまうことや、同じ言動であっても、ある人はセクシュアル・ハラスメントと受け取らなくても、別の人には地域・文化等の違いによって、セクシュアル・ハラスメントと受け取られることがあります。

◇ハラスメントの被害にあったら

不快と感じた時、不当な扱いを受けたと判断した時には、その言動の相手に、不快あるいは不当であるという意思表示をしましょう。それができない時には、友人等信頼できる人に相談しましょう。
ハラスメントの被害を受けたとしても、被害者に責任はありません。一人で悩まず、早めにハラスメント相談員（50 ページの②参照）に相談しましょう。また、友人等からハラスメントについて相談を受けた時には、ハラスメント相談員に相談することをすすめ、同行する等親身になって行動しましょう。
ハラスメント相談員はいつでもみなさんの相談を受け付けています。相談の際のプライバシーは守られます。また、相談することがあなたの不利になることはありませんので、安心して連絡してください。

◇ハラスメントに関する相談から解決まで



10 奨学金および教育ローン等について

I. 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金

1) 給付奨学金（原則として返還する必要がない奨学金制度）（（注）令和4年度の内容を掲載しています。）

		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
給付月額	自宅通学	38,300 円 (42,500 円)	25,600 円 (28,400 円)	12,800 円 (14,200 円)
	自宅外通学	75,800 円	50,600 円	25,300 円
※（ ）内金額は生活保護世帯または児童養護施設等より通学している人です。 ※自宅外通学には、生計維持者から離れ、家賃を支払って生活していること他、基準が設けられています。				
家計基準 (目 安)	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	
	295 万円未満(非課税世帯)	395 万円未満	461 万円未満	
※上表の金額は4人世帯(本人・親1(所得有)・親2(無収入)・高校生)の年間収入例です。				
学力基準 右記のい ずれかに該 当する必 要がある	新入学生： ・高等学校等における評定平均値が3.5以上である ・入学者選抜試験の成績が上位2分の1の範囲内に属している ・学修意欲を学修計画書により確認できる ・高等学校卒業程度認定試験合格者 等			
	2年次以上： ・GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属している ・修得単位数が標準単位数以上であり、学修意欲が学修計画書により確認できる			
※本人および生計維持者の預貯金・有価証券・現金などの資産額にも基準があります。 ※高等学校を卒業してから2年以内に大学等へ入学することが必要です。 ※給付月額、学業成績などの基準に関する判定が毎年行われます。判定内容によっては奨学金が打ち切れ、返還を求められることがあります。				

2) 貸与奨学金（（注）令和4年度の内容を掲載しています。）

	貸与月額	学力基準
第一種奨学金 (無利子)	自宅通学： ・2万・3万・4万・5万3千円	新入学生： ・高校等最終2ヶ年の評定平均値が3.2以上等 2年次以上： ・本人が在籍する学科の上位3分の1以内等
	自宅外通学： ・2万・3万・4万・5万・6万円	
第二種奨学金 (有利子)	・2万～12万円(1万円単位) (上限：年利子3%)	・成績が平均水準以上、または学修意欲があり、学業修了できる見込みのある者 等
※その他日本学生支援機構の定める学力基準、家計基準を満たしていることが必要です。 ※第一種奨学金は家計基準によって利用できない貸与月額があります。学力基準を満たしていなくても採用となる場合があります。自宅外通学には、生計維持者から離れ、家賃を支払って生活していること他、基準が設けられています。 ※第一種奨学金の制限：給付奨学金の第Ⅰ・Ⅱ区分の採用者は、貸与月額が0円となります。		
入学時一時金	貸与額	基準など
入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)	10万～50万円 (10万円単位)	・国の教育ローンが利用できない世帯等の学生が対象 ・第二種奨学金より高い年利率の利息

【給付・貸与奨学金の注意事項】

- ・毎年「継続願」の提出を行うことが義務付けられています。
- ・留年した場合には、原則、貸与奨学金は「停止」、給付奨学金は「廃止」となります。
- ・過去に給付奨学金を受けたことがある人は、新規申込みにより、2回目の支給を受けることはできません。また貸与奨学金を受けていた人も申込できない場合があります。
- ・「在学届」を提出することで、在学中は貸与奨学金の返還を猶予することができます。
- ・生計維持者（父母等）の家計が急変した際には随時申込むことができます。

3) 申込時期・採用決定および振込開始時期など

- ・申込時期は4月入学後、学校内での説明会にて期間をお伝えします。（予約採用者と在学採用者では、

手続時期が異なります)

- ・採用決定は5～7月となり、初回振込は決定月からです。
- ・奨学金申請者がすべて採用されるわけではありません。

◇詳細については、日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

II. 高等教育の修学支援新制度

経済的な理由で大学等進学を諦めることの無いよう、授業料等の減免と日本学生支援機構 給付型奨学金を併せて支援する制度です。(注) 令和4年度の内容を掲載しています。)

	入学金減免額	授業料減免額 (年 額)	給付奨学金 (年 額)	
			自宅通学	自宅外通学
昼間部 (1 部)	160,000 円	590,000 円	459,600 円	909,600 円
夜間部 (2 部)	140,000 円	390,000 円		

・上記金額は、家計基準の区分に応じて支援する上限金額です。区分により3分の2、3分の1の支援が受けられます。

・授業料等減免の支援対象者は日本学生支援機構の給付型奨学金の要件と同様です。

◇制度の詳細については、以下のホームページにてご確認ください。

文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

III. 四国医療専門学校奨学制度

1) 特待生制度

- ・特待生選抜試験において、リーダーシップを発揮できる成績優秀者に対して、50万円、25万円、5万円を各年度に支給します。
- ・当該年度のオープンキャンパスに3回以上スタッフとしての参加や進級時に80%以上の成績を収めていることが支給要件です。

2) 卒業生優遇制度(卒業見込の方については、在校生も含む)

- ・卒業生及び卒業見込の在校生が本校の別学科へ進学の場合、入学金の全額または半額が免除されます。

3) 寮費無料特例制度

- ・遠方からの入学者の方で、要件を満たされた方に対して、学生寮の寮費を無償とする制度です。
※入寮費 20,000 円(入居時)、月々の共益費(5,000 円)、住宅総合保険料、水道光熱費、インターネット利用料、駐車場利用料は本人負担となります。
- ※入学時以外の入寮は対象外です。
- ※支援対象の部屋数には限りがあります。

4) 新入生授業料減免制度(修学支援給付金支給制度)

- ・経済的理由により進学を断念することがないよう、支援を目的とした授業料減免制度です。
- ※詳細は、修学支援給付金支給要綱(34 ページ) 参照

IV. 香川県看護学生修学資金貸付制度(対象:看護学科学生のみ・(注) 令和4年度の内容を掲載しています。)

貸 与 月 額	月額5万円
対 象 者	看護学科に在籍する学生で、将来香川県内の特定医療施設等で一定期間、看護業務に従事する意志のある者
募 集 定 員	35名程度(香川県内の看護師、准看護師養成施設の全学生が対象)
申 込 時 期	香川県担当課より案内文書が届き次第募集を行います。
貸 付 者 の 決 定 方 法	世帯の所得や貸付けを希望する理由など提出された書類での選考と面接を実施した上で、総合的に判断して決定されます。
貸 付 期 間	貸付決定年度の4月から本校を卒業する月まで
返 還 の 免 除	全額免除: 卒業後引き続き5年間県内の特定医療施設等で勤務した場合 一部免除: 貸付けを受けた期間相当以上、県内の特定医療施設等での従事など
修 学 資 金 の 返 還	①退学等により貸付けの契約が解除されたとき ②就職しなかったとき ③県外へ就職したとき 等… 貸付金の全額と利率10%で計算した利子を返還

注意事項

- ・申込を行っても不採用となる場合があります。
- ・返還（貸付金全額＋利子）が必要な場合もありますので、お申込にあたっては十分検討して下さい。
- ・県の財政状況により、この制度が改廃または大幅に変更されることがあります。
- ・詳細は申込年度の香川県のホームページにて確認をしてください。

V. 日本政策金融公庫「国の教育ローン」

融 資 額	学生1人につき 350 万円以内
対 象 者	学生の保護者（主に生計を維持されている方）で、扶養する子どもの人数により、世帯年収（所得）の上限額が定められているのでその金額以内の方 ※審査の結果、融資を受けられない場合があります。
返 済 期 間	18 年以内
返 済 方 法	毎元元利均等返済（毎月の返済額は一定） 元金の返済を据置き、在学期間は利息のみの返済 ボーナス月に増額して返済（6 ヶ月間隔で設定したボーナス月に増額）
利 率	年 1.95% ※令和 4 年 11 月 1 日現在 （母子家庭、父子家庭、世帯年収 200 万円（所得 132 万円）以内の方または子ども 3 人以上（注）の世帯かつ世帯年収 500 万円（所得 356 万円）以内の方は上記利率の ▲0.4%）

（注）申込者の世帯で扶養している子どもの人数です。年齢、就学の有無を問いません。

◇教育ローンコールセンター Tel 0570-008656（受付時間/月～金 9:00～19:00）

「国の教育ローン」ホームページ <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

VI. 百十四銀行提携教育ローン

ご利用いただける方	・お申込み時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方 ・勤続年数が 1 年以上の方 ・安定継続した収入が年間 150 万円以上の方 ・保証会社の保証が得られる方
金 利 の 種 類	固定金利 1.8% ※令和 4 年 12 月 1 日現在
ご 融 資 金 額	10 万円以上 500 万円以下
お 支 払 い 方 法	毎元元利均等分割払い ※ボーナス時増額返済も併用可能。 ※在学期間以内＋6 ヶ月までは元金の返済を据え置くことができます。
お 問 い 合 わ せ	・ダイレクトローン紹介センターフリーダイヤル Tel 0120-114-520

VII. オリентコーポレーション（オリコ）学費サポートプラン

融 資 額	10 万円以上 500 万円以下 ※1 回の利用上限額は、納付書・募集要項等に記載された金額以内です。
対 象 者	学生の保護者、本人（社会人に限る）
振 込 先	学校の金融機関口座 ※契約者への入金はありません。
返 済 方 法	通常返済：在学中から指定した金額を返済（ボーナス併用可） ステップアップ返済：在学中は分割払手数料のみを支払い、卒業後は通常返済 親子リレー返済：在籍中は保護者が返済し、卒業後は本人が返済
利 率	年 3.9%（ただし、左の利率は、令和 4 年度の本校の場合です。）

◇学費サポートデスク Tel 0120-517-325（受付時間/月～金 9:30～17:30）

注意事項

- ・用途は、入学金、授業料、実習費等学校へ支払うものに限られます（学校の金融機関口座へ直接振り込まれますので、通学の交通費、家賃、生活費等にはご利用になれません）。
- ・申込時の必要書類は、新入生は合格証書・入学許可書等の写しと納付書等の学校に納付すべき金額がわかる書類の写し、在校生は学生証の写しと納付書等の学校に納付すべき金額がわかる書類の写しです。

- ・審査の結果、融資を受けられない場合があります。また、原則として保証人は不要ですが、審査内容により保証人を要する場合があります。

VIII. その他の奨学金制度・ローン

- ・各金融機関の教育ローン、地方公共団体の奨学金、母子父子寡婦福祉資金貸付制度については、各金融機関、都道府県、市区町村にお問い合わせください。
- ・交通遺児育英会 奨学金 … 公益財団法人交通遺児育英会 <http://www.kotsuiji.com/>
TEL 0120-521286 (受付時間/月～金 9:00～17:30)
- ・あしなが育英会 奨学金 … 一般財団法人あしなが育英会 <http://www.ashinaga.org/>
TEL 0120-77-8565

1 1 附属鍼灸治療院 附属接骨院について

所在地：本館1階

連絡先（共通）：TEL 0877-41-2345

※詳細については、下記 URL からご確認ください。

●附属鍼灸治療院 <http://www.459.ac.jp/clinic/treatment.html>

●附属接骨院 <http://www.459.ac.jp/clinic/bonesetting.html>

1 2 学生寮について

学園には、学生寮土器、学生寮二番館及び学生寮三番館の3棟の学生寮があります。入居時期は原則として毎年4月ですが、空室があればいつでも入居可能です。空室状況は学生総合窓口（本館2階）に照会ください。※すべての寮において、室内、敷地内は全面禁煙です。

※詳細については、下記 URL からご確認ください。

●学生寮 <http://www.459.ac.jp/about/residence.html>

1 3 学生会について

名 称	四国医療専門学校学生会
目 的	学生の自主活動を通し、自立と協力により学生相互の人間関係を深めるとともに、学術・文化・体育活動の向上に努め、あわせて四国医療専門学校の発展に寄与する。
正 会 員	四国医療専門学校の全学生
組 織 (自治会との関係)	◆学生会 <pre> graph TD A[会長] --> B[副会長] B --> C[学園祭 実行委員長] B --> D[体育祭 実行委員長] B --> E[会計] B --> F[監査] C --> G[剣道・柔道 自治会] C --> H[柔道 自治会] C --> I[理学・作業 自治会] C --> J[看護 自治会] </pre> ◆自治会 ※学生会は各自治会会長、副会長にて構成される。

学生会に関する詳細は、学生会役員または所属の自治会へ照会してください。

令和5年度 学生便覧

令和5年3月31日発行

発行 者 四国医療専門学校

学校事務局 学務部学生支援課

連絡 先 0877-41-2323